

第3節 通商政策局	180
世界経済の動向	180
1. 米国経済	180
2. 欧州経済	181
3. アジア経済	183
3. 1. 中国経済	183
3. 2. A S E A N 経済	183
3. 3. N I E s 経済	184
グローバル経済戦略	185
1. 経緯	185
2. 概要	186
多国間、経済連携の取組	186
1. W T O（世界貿易機関）	186
1. 1. 2001 年ドーハでの立ち上げから 2005 年香港閣僚会合までの動き	187
1. 2. 第 6 回香港閣僚会議後の取組	188
1. 3. 交渉の中断とその後の取組	189
2. 経済連携協定（E P A）	189
2. 1. シンガポールとの取組状況	190
2. 2. フィリピンとの取組状況	190
2. 3. マレーシアとの取組状況	190
2. 4. タイとの取組状況	190
2. 5. インドネシアとの取組状況	191
2. 6. ブルネイ・ベトナムとの取組状況	191
2. 7. A S E A N 全体との取組状況	192
2. 8. 韓国との取組状況	192
2. 9. チリとの取組状況	193
2. 10. G C C との取組状況	193
2. 11. インドとの取組状況	193
2. 12. 豪州との取組状況	193
2. 13. スイスとの取組状況	194
3. G 8 サミット	194
3. 1. サンクトペテルブルク・サミット	194
4. O E C D（経済協力開発機構）	195
4. 1. O E C D 閣僚理事会	196
5. A P E C（アジア太平洋経済協力）	197
5. 1. 非公式首脳会議	197
5. 2. 閣僚会議	198
5. 3. 分野別大臣会合	199
6. A S E M	199

各国別の取組	200
1. 日・アジア大洋州関係	200
1. 1. 日中関係	200
1. 2. 日韓関係	200
1. 3. 日台関係	201
1. 4. 日モンゴル関係	201
1. 5. 日中韓関係	201
1. 6. 日インド関係	201
1. 7. 日・ASEAN関係	202
1. 8. ASEAN+3（日中韓）の取組	203
1. 9. ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組	204
2. 日米関係	204
2. 1. 日米経済関係の枠組み「成長のための日米経済パートナーシップ」	204
2. 2. 通商問題	206
3. 日欧・日露関係	206
3. 1. 日欧関係	206
3. 2. ロシア経済及び日露経済関係	208
4. 日中東アフリカ諸国関係	209
4. 1. 湾岸産油国	209
4. 2. 和平地域	210
4. 3. アフリカ地域	210
日本貿易振興機構（JETRO）	210
1. 沿革	210
2. 事業の概要	210

第3節 通商政策局

世界経済の動向

2003 年以降、住宅・個人消費をはじめとする力強い内需に支えられ景気拡大が続いていた米国経済は、2006 年に入ると住宅市場が減速に転じたものの、堅調な個人消費や設備投資に支えられ引き続き底堅い成長を続けている。

アジア経済は、投資主導の成長を続ける中国が 2003 年以降毎年 10%を超える実質 GDP 成長率を記録する中、これが他のアジア諸国・地域に波及したこと、また米国の景気拡大に伴ってアジア諸国からの米国向け輸出が拡大したことなどから景気の拡大が続いている。

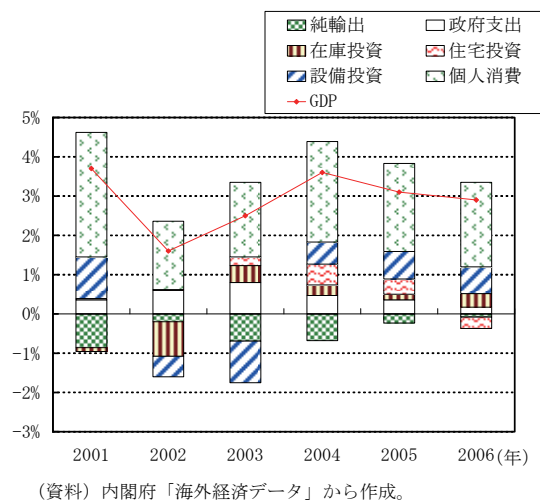
欧州経済も 2003 年半ばからの世界経済の回復を受け、景気は回復へと転じ、その後も緩やかな景気回復が続いている。

このように概して好調に推移している世界経済ではあるが、その一方で、例えば中国では過剰な投資が生産過剰等を引き起こすリスクや過度の外需への依存が対外不均衡問題等を引き起こすリスク等が持続的発展に与える影響を懸念する指摘が増えている。また、原油等素材価格の世界的な高騰、米国の経常収支不均衡の拡大等のリスク要因が世界経済に与える影響の認識も強まってきている。

1. 米国経済

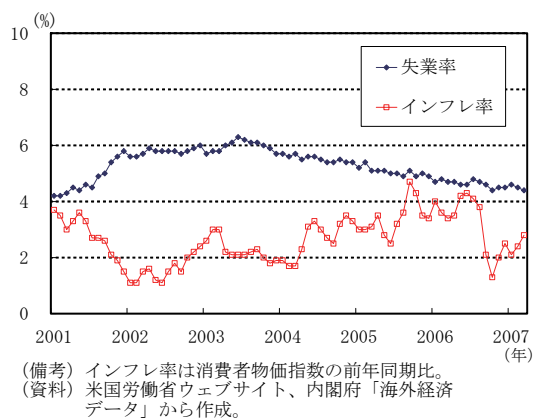
米国経済は、1990 年代後半、株価上昇、低金利を背景とした旺盛な個人消費、設備投資に支えられ、高い経済成長を維持してきた（参照図：米国の実質 GDP 成長率の需要項目別寄与度の推移）。しかし、2000 年、ナスダックに代表されるハイテク株の大幅下落、翌 2001 年の同時多発テロなどにより、個人消費が減速するとともに、企業の設備投資、在庫投資がマイナスに転じ、GDP 成長率は大幅に落ち込んだ。しかし、ゼロ金利キャンペーンによる自動車販売の大幅な増加や財政・金融政策の効果により、景気は持ち直しの兆しを見せた。2002 年は緩やかな回復をしていたが、秋以降、イラク情勢が緊迫する中で、先行き不透明感の高まりは、株価下落や企業マインドを悪化させ、企業の設備投資、雇用に対する姿勢が慎重となった。しかし米国経済は、2003 年は+2.5%、2004 年は+3.9%と成長を拡大、2005 年も+3.2%の成長を維持した。この期間の米国経済を支えたのは、家計による住宅購入や個人消費

であった。こうした好調な需要を背景に企業部門の収益面も改善し、また、財・サービスの輸入が増加、米国経済は世界経済の回復のけん引役を果たすこととなった。2006 年の米国経済は、住宅市場が減速に転じたものの、堅調な個人消費や設備投資に支えられ、前年に引き続き+3.3%の底堅い成長率を記録した。



図：米国の実質 GDP 成長率の需要項目別寄与度の推移

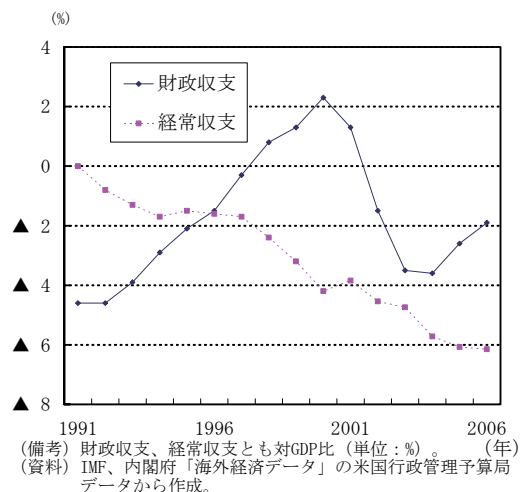
失業率は、1990 年代後半から低下してきていたが（参照図：米国の失業率とインフレ率の推移）、2001 年は企業リストラの進行から上昇基調で推移し、2003 年も好調な経済ながらも雇用の回復は労働生産性の上昇、企業の雇用意欲の低迷のため遅れていた。しかし、2003 年後半から失業率は低下傾向にある。インフレについては、国際原油価格の上昇・高止まりにより、素材価格の上昇を通じインフレが進行する可能性があるものの、インフレを懸念した F R B（連邦準備制度理事会：Federal Reserve Board、以下、「F R B」と略す。）の金利上昇・金融引締め政策により、インフレの進行は緩やかにとどまっている。ただし、F R B による金利引上げは、米国経済の住宅価格の上昇を背景とした個人消費を圧迫する可能性があるため、2006 年の F F レート誘導目標は、同年 8 月以降 5.25%に据え置かれた。



図：米国の失業率とインフレ率の推移

米国の財政収支は、1990年代、良好な経済状況を反映して改善してきたが、2000年を境に悪化に向かい、2002年には再び赤字に転落した。財政収支が再び悪化した要因は、2001年のITバブルの崩壊による景気後退や、減税政策の影響、対テロ戦争に向けた軍事費の拡大等であった。なお、2005年の財政赤字は3,183億ドル、2006年は2,482億ドルとなり、2年連続して縮小している。

米国の経常収支赤字の拡大は、世界中の財・サービスが米国に集まり、米国がそれを消費することによって世界経済の成長をけん引していることを示している。経常収支は1990年代、輸入の拡大により赤字幅を拡大してきた。2001年に一時改善したもの、2002年に再び赤字幅が拡大、2005年にはGDP比で6%超まで拡大し、過去最悪の水準を更新した。このような財政収支、経常収支の「双子の赤字」は、長期的に米国経済の成長率を低下させる懸念がある。



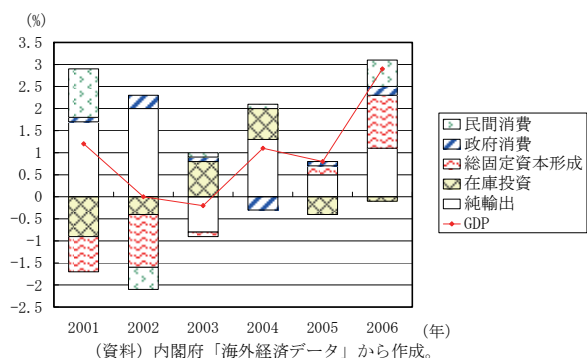
図：米国の財政収支と経常収支の推移

2. 欧州経済

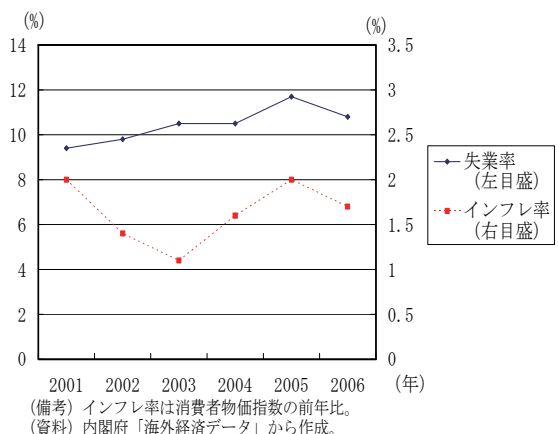
欧州経済は、2001年の米国における同時テロ後の世界経済の停滞、2002年末頃からの株安、イラク戦争による先行き不透明感などの理由から成長が鈍化していたが、2003年半ばからの世界経済の回復を受け、再び成長に転じた。2006年においても、堅調な個人消費と固定資本形成に支えられ、ユーロ高、原油高の影響を受けつつも、緩やかな成長を続けた。

(1) ドイツ経済

ドイツ経済は、2001年以降の、世界経済の減速、株安、イラク戦争への先行き不安による企業・消費者のマインドの停滞の影響を受け、2003年にはマイナス成長となった。2004年は輸出により景気は回復し、2005年にやや成長が鈍化したものの、2006年は輸出や固定資本形成等、企業部門を中心に景気が拡大した。(参照図：ドイツの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移)。また上昇が続いていた失業率も、2006年には低下した(参照図：ドイツの失業率とインフレ率の推移)。



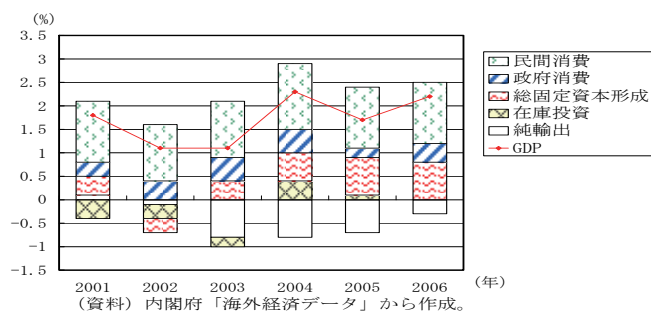
図：ドイツの実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移



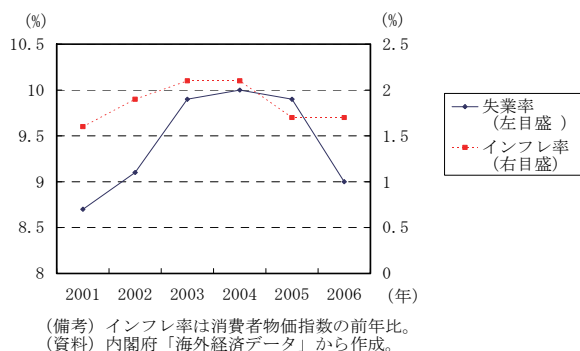
図：ドイツの失業率とインフレ率の推移

(2) フランス経済

フランス経済は2003年以降、回復局面に入り、総固定資本形成や堅調な民間消費などの内需に支えられ2004年まで景気回復局面が続いた。2005年になっていったん成長は鈍化したが、2006年は再び民間消費を始めとする内需に支えられ景気が拡大した。(参照下図：フランスの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移)。また、失業率も2006年には大きく低下した(参照下図：フランスの失業率とインフレ率の推移)。



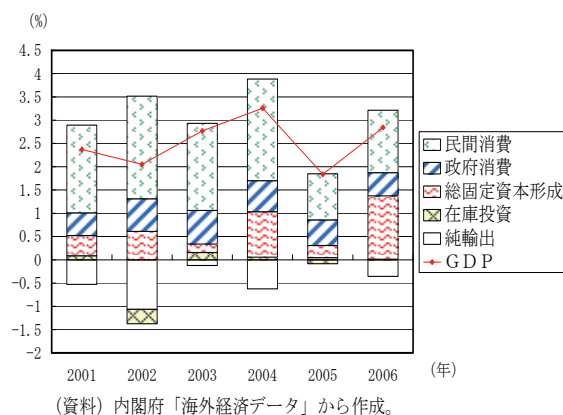
図：フランスの実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移



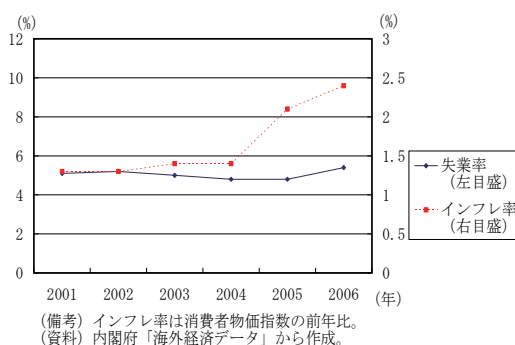
図：フランスの失業率とインフレ率の推移

(3) イギリス経済

イギリス経済は、2004年は好調な民間消費により景気が拡大した。2005年は、ロンドンでの同時テロといった地政学的なリスクから成長が鈍化したが、2006年は、好調な民間消費に支えられ再び成長が加速化している(参照下図：イギリスの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移)。失業率は低水準で推移しているが、インフレ率は上昇している(参照下図：イギリスの失業率とインフレ率の推移)。



図：イギリスの実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移

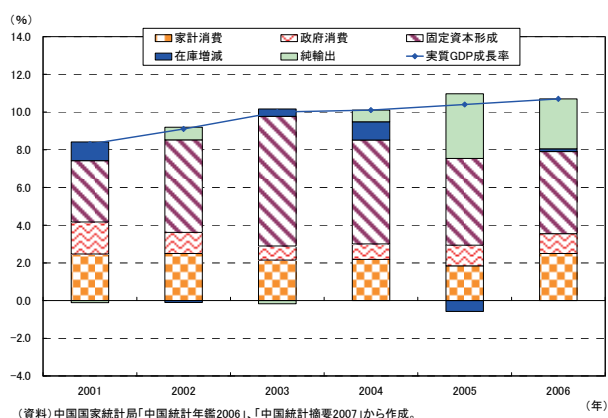


図：イギリスの失業率とインフレ率の推移

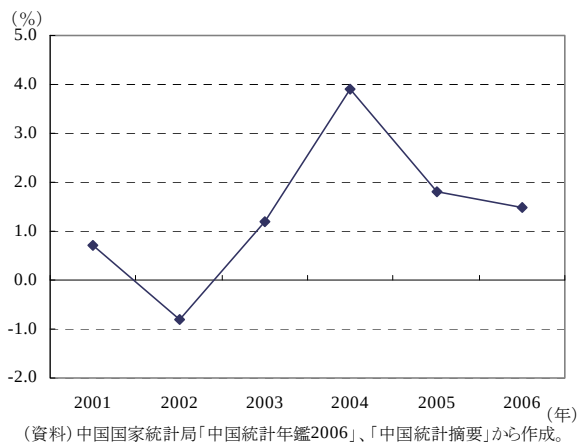
3. アジア経済

3. 1. 中国経済

中国経済は、実質GDP成長率が2003年から4年連続で10%を超えるなど、1978年の改革開放以降、年平均9%以上の高成長を続けている。さらに、2001年のWTO加盟後の貿易・投資面の拡大は著しく、世界経済における中国経済の存在感は急速に高まりつつある。近年の中国のGDP成長を需要項目別に見ると、投資（固定資本形成）の寄与が最も大きく、投資主導の経済成長が持続しており、2005年及び2006年には純輸出の寄与度も高まっている。一方で、過剰な投資が生産過剰等を引き起こすリスクや過度の外需への依存が対外不均衡問題等を引き起こすリスク等が中国経済の持続的発展に与える影響を懸念する指摘も増えている。



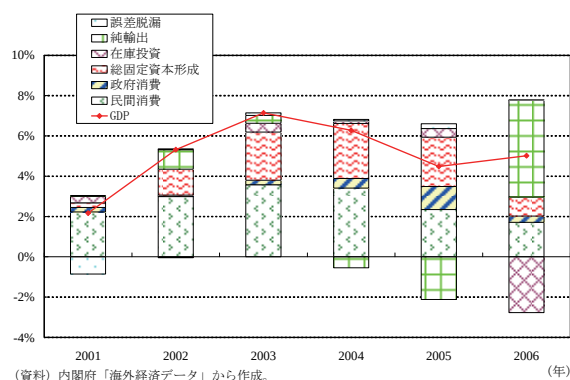
図：中国の実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移



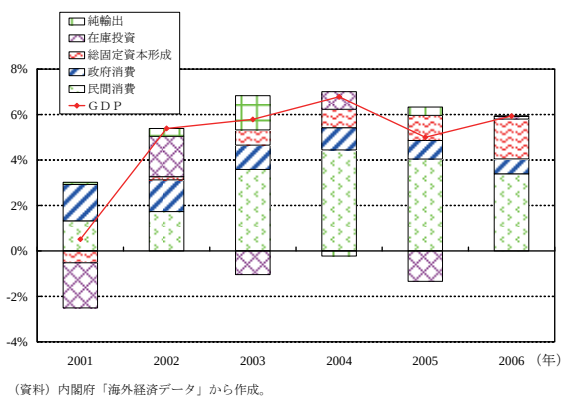
図：中国のインフレ率の推移

3. 2. ASEAN経済

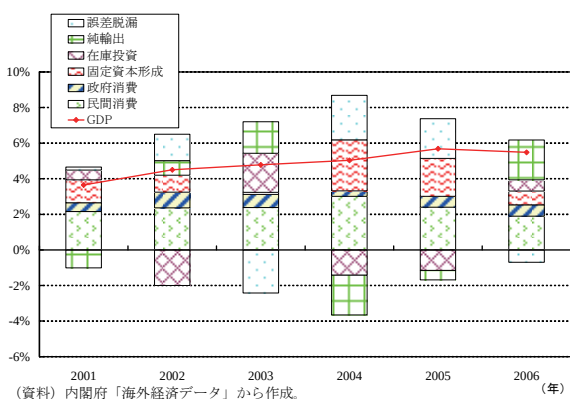
ASEAN諸国の経済は、アジア通貨危機以降、外需を中心に回復した。2001年は米国経済の減速を受けて成長は鈍化したものの、2002年には純輸出が好転し、経済成長率は再び上昇した。2003年、2004年は世界経済の回復を受けた輸出増加等により景気拡大が続いたが、2005年は、民間消費が減速傾向となり、景気の拡大は緩やかになった。2006年は、民間消費の伸びは緩やかになったものの引き続き各国経済を支え、加えて好調な輸出により堅調に成長を維持した。



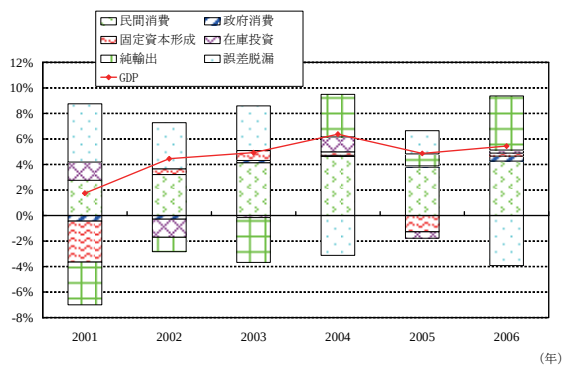
図：タイの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移



図：マレーシアの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移

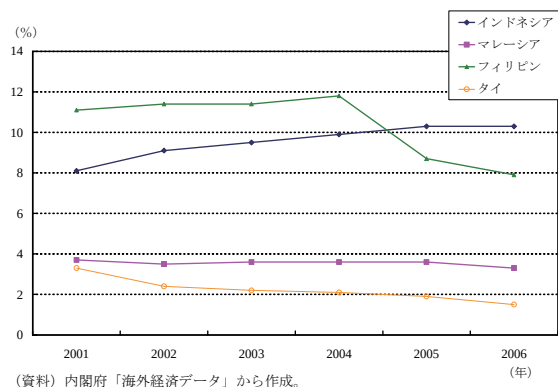


図：インドネシアの実質GDP成長率に対する需要項目別寄与度の推移

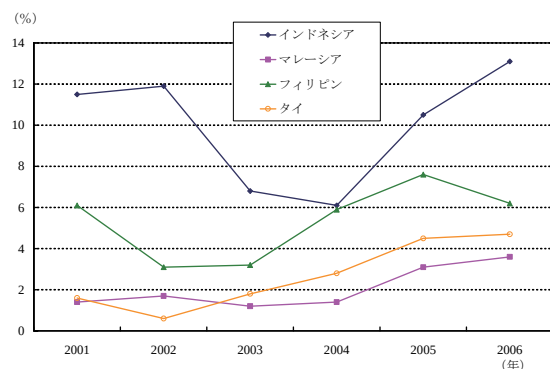


図：フィリピンの実質GDP成長率の需要項目別寄与度の推移

失業率は、タイ、マレーシアは低位安定、フィリピン、インドネシアは高止まり、と二極化していたが、フィリピンでは足元で低下してきている。(参照下図：ASEAN諸国の失業率の推移)。また、インフレ率を見ると、2006年はフィリピンを除き各国とも上昇、特にインドネシアにおいて大きく上昇している。(参照下図：ASEANのインフレ率の推移)。



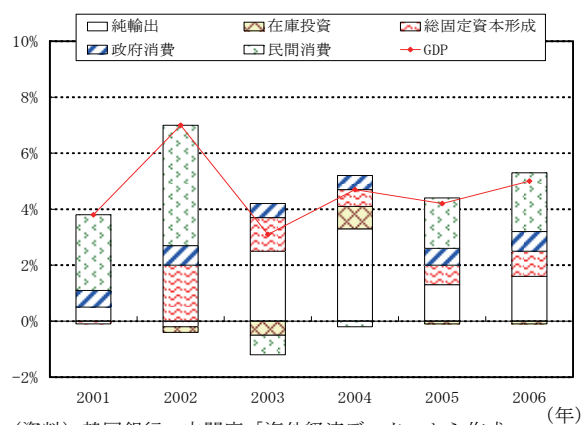
図：ASEAN諸国の失業率の推移



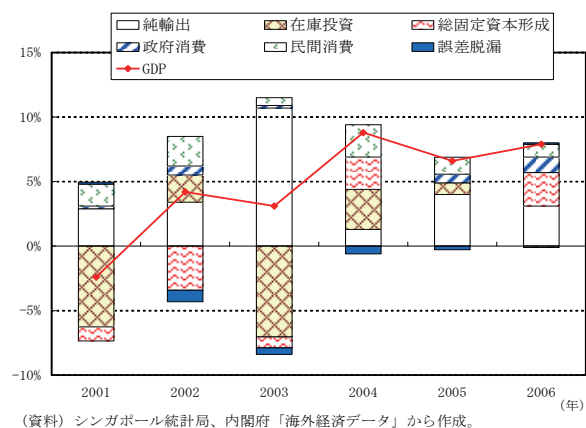
図：ASEANのインフレ率の推移

3. 3. N I E s 経済

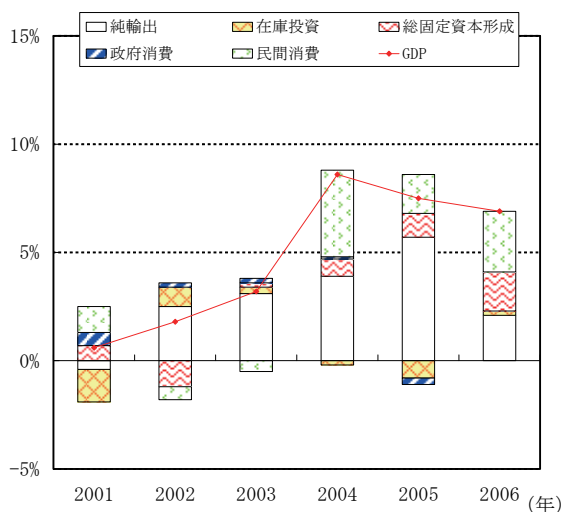
N I E s 諸国・地域の経済は、2005 年半ば以降、好調な世界経済を背景とする I T 需要の回復を受けた輸出の増加によって景気が拡大しているものの 2006 年後半以降は純輸出を中心に減速傾向が強まってきている。韓国では好調な純輸出と民間消費の拡大によって景気は拡大してきたが、2005 年以降は純輸出が鈍化しつつある。シンガポールでは、これまで好調であった純輸出が減速する中、固定資本形成の増加によって景気は下支えされている。台湾では、2004 年以降、民間消費が減速傾向となる中、純輸出の伸びが景気を下支えしている。香港では 2006 年は純輸出の減速が見られるが、堅調な民間消費によって景気は下支えされた。



図：韓国の実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移



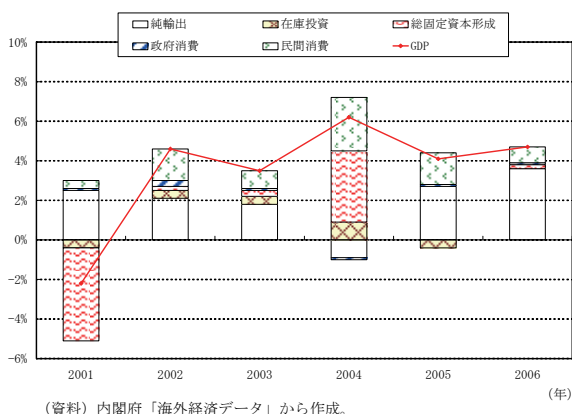
図：シンガポールの実質GDP成長率の
需要項目別寄与度の推移



(資料) 香港統計局、内閣府「海外経済データ」から作成。

図：香港の実質GDP成長率の

需要項目別寄与度の推移

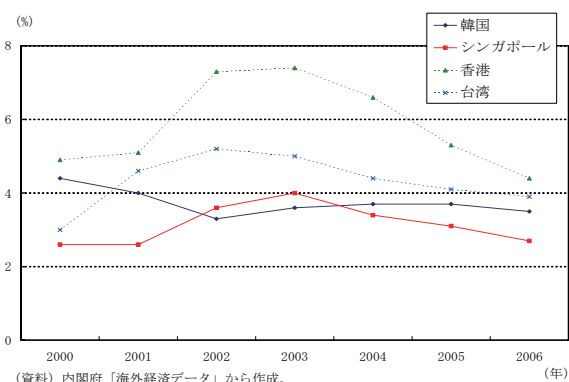


(資料) 内閣府「海外経済データ」から作成。

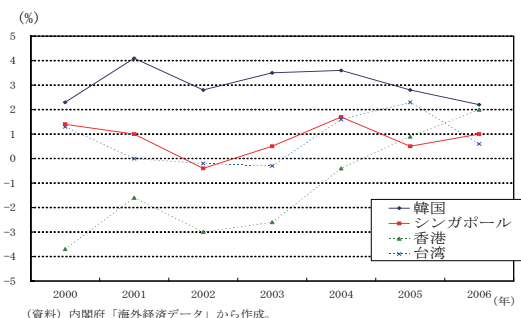
図：台湾の実質GDP成長率の

需要項目別寄与度の推移

失業率は、一部の国において、2002、2003 年に上昇傾向が見られたものの、近年各国とも低下傾向にあり、N I E s 諸国の雇用・所得環境の改善が続いている。(参照図：N I E s 諸国・地域の失業率の推移)。インフレ率を見ると、物価下落が続いていた香港が 2005 年からプラスに転じ、各国とも 3%以下でインフレ率が推移している。(参照図：N I E s 諸国・地域のインフレ率の推移)。



図：N I E s 諸国・地域の失業率の推移



図：N I E s 諸国・地域のインフレ率の推移

グローバル経済戦略

1. 経緯

「骨太の方針 2005」において、「グローバル戦略～我が国の世界戦略（仮称）」を 2006 年春目途にとりまとめることが決定されたことを踏まえ、(A) 我が国の成長にグローバル化の流れをどう活用するか、(B) 東アジア経済統合にどうリーダーシップを発揮するか、(C) 21 世紀の国際社会において重要な国となるためにはどのような貢献をすべきか、との問題意識に基づき、経済産業省としての中長期的な対外経済政策の基本的な方向性を示す「グローバル経済戦略」を策定した。2006 年 4 月に経済財政諮問会議にて二階経済産業大臣（当時）から最終報告をし、その内容は「グローバル戦略」、「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針 2006」に盛り込まれた。特に、「東アジア包括的経済連携（C E P E A）」、「東アジア・A S E A N 経済研究センター（E R I A）」を 2 本柱とする東アジア構想は、我が国の東アジア経済統合推進に向けたイニシアティブとして、東アジアサミット等においても各国から歓迎され、現在構想の実現が進んでいる。

2. 概要

グローバル経済戦略では、(A)アジアとの共創、(B)ソフト・パワーを活かす、(C)グローバルな価値への貢献、という3つの視点から、以下のような戦略を提案した。

(1) 東アジア経済統合と日本のイニシアティブ

東アジア全体で効率的で成熟した市場経済圏を実現するため、ASEAN、日中韓、インド、豪州、ニュージーランドの16カ国を対象とした「東アジア包括的経済連携（CEPEA: Comprehensive Economic Partnership in East Asia）」構想を提案。また、域内首脳・閣僚等への政策提言や政策分析等を通じて、ASEAN事務局を支援し、東アジア経済統合推進に向けた知的貢献を行う「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA: Economic Research Institute for ASEAN and East Asia）」の設立を提案。更に、日本の制度やビジネス慣行（中小企業診断士制度等）を体系化し、域内の「公共財」として共有・進化させていくこと（東アジア「産業基盤型公共財」の形成）を提案。

(2) 企業のグローバル化と産業競争力の強化

約300社を超える企業へのヒアリング結果から、我が国企業が直面する課題を政府と情報共有し、機動的に相手国との政府間協議で取り上げていく仕組み（「駆け込み寺」機能）を早急に強化すること、我が国企業が海外戦略を立てやすいようEPA・投資協定に関する政府の行動計画を明確化していくこと、国内におけるイノベーション機能の強化、国際展開に対応した知的財産保護、海外での収益が国内に適切に還流するための仕組み作り、国際物流機能の強化などへの取組を重要政策として位置付け。

(3) より開かれた魅力的な国づくり

産業の競争力を高め国内の経済活動を活性化していくため、世界のヒト・企業を呼び込むことが重要。そのため、東アジア諸国と我が国との橋渡し役となる人材やグローバルな競争力を支える人材の育成を図る「アジア人財資金構想」を提案。また、コンテンツ等を含む新たな「日本ブランド」を世界に発信し、日本のソフト・パワーを更に向上させていくと共に、モノ作り技術に代表される産業競争力との相乗的拡大を図っていくべき点を強調。

(4) 地域戦略とグローバルな共通課題への積極的貢献

グローバル経済の進展が惹起した資源・エネルギーの需要増大・価格上昇、地球環境問題、テロ・感染症などのグローバルな共通課題に対して、省エネ協力、一村一品運動等の取組を通じて、我が国としてリーダーシップを発揮していく必要。また、アジアの秩序形成とグローバルな秩序形成を結びつける「蝶番」としての役割を果たしていくべき点を主張。

多国間、経済連携の取組

1. WTO（世界貿易機関）

WTO（世界貿易機関）は、ウルグアイ・ラウンド（1986年～1994年）の結果、戦後の多角的自由貿易体制を支えてきたGATT（関税及び貿易に関する一般協定）を発展させる形で、1995年に設立された。従来のGATT体制と比較して、サービス協定、知的財産権協定など、国内措置をも対象とする規律が整備されたこと、紛争処理のプロセスが大幅に強化されたことが特徴となっている。

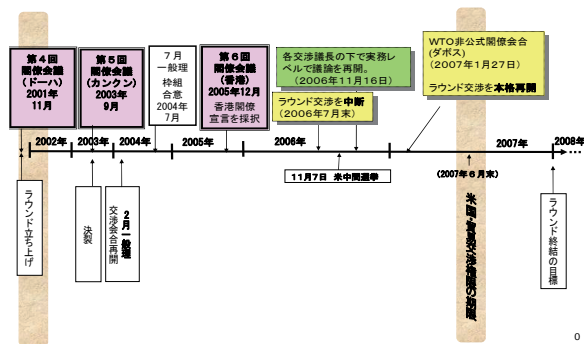
GATT体制は、加盟国に対し、従来、関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールの策定のための交渉（多角的貿易交渉。以下、「ラウンド」と言う。）を行う場を提供しながら拡大してきた。近年では、水際措置から国内措置へ、また、鉱工業品中心からサービスや農業へと交渉の対象範囲を拡大し、また、WTOの加盟国も151か国（2007年12月現在）に増加している。

多角的自由貿易体制を支えるWTOの維持・発展は、貿易立国である我が国の繁栄に不可欠である。我が国経済・産業の発展を目的とする経済産業省にとっては、経済界と連携しつつ我が国の国際競争力強化に資する形でラウンドを推進し、また、通商に関する紛争解決機能も有するWTOに対して加盟国経済界からの信任を維持することも重要である。

現在行われている貿易交渉は、「ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）」と呼ばれている。2001年、カタールの首都ドーハにて開始が決定されたこのラウンドの目的は、貿易の更なる自由化、ルールの強化、サービス、知的財産といった新しい分野への対応などが挙げられる（参考1参照）。しかし、最大の特徴は「（途上国の）開発」の視点を全面に打ち出し、自由貿易の推進において途上国の

利益への配慮が重要であることを明らかにした点である。

(参考1) ドーハ・ラウンド交渉の流れ



1. 1. 2001年ドーハでの立ち上げから2005年香港閣僚会合までの動き

交渉の立ち上げ後、加盟国は2002年初頭より実質的に交渉を開始し、2003年9月のカンクン閣僚会議において、ラウンド合意に向けた土台となる主要事項につき合意することを目指したが、多くの分野について加盟国間、とりわけ先進国と途上国との間の対立を解消することができず、決裂した。

2004年初頭より、年央までに交渉の枠組みについて合意を目指すべきとの雰囲気が醸成され、2月に開催された一般理事会を経て順次交渉が再開され、7月の一般理事会において、交渉の枠組みが合意され、ラウンドの重要な基礎が作られた。本合意により、カンクン閣僚会議以来、脱線状態にあったラウンドが再び軌道に乗ることとなった。

2004年末から2005年初頭にかけては、技術的作業が進展し、2005年1月には、ダボス会議の際にWTO非公式閣僚会議が開催され、2006年中の交渉妥結、主要分野について2005年12月の香港閣僚会議に向けて、夏休み前までに「モダリティ（関税削減方法に関する取り決め）のたたき台」を発出すべきとの認識が共有された。この認識は春にかけての高級事務レベル会合等を通じ各国にも共有され、我が国も、同年4月には、ラウンドの進展、特にNAMA (Non-Agricultural Market Access: 非農産品市場アクセス)（以下NAMAと略す。))分野の進展に貢献する観点から、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、NAMA非公式閣僚会合を主催した。しかしながら、農業、NAMAなど主要分野において加盟国間の立場に収斂がみられなかったため、7月末に当初目標としていた「モダリティたたき台」は作成されなかった。

同年秋以降、少数国による交渉が活発化し、11月初頭

に、WTO交渉主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルの4ヶ国に日本が加わる形でインド主催少数国閣僚会合が開催された。これを機に、日本は主要少数国の一員として交渉に深く関与していくことになった（11月後半以降は、日本と豪州が参加した形（＝G6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった）。

一方、各分野の交渉会合においては、10月後半から11月後半にかけて、香港閣僚宣言案、交渉の現状報告案等につき具体的な議論を行い、各交渉議長は閣僚宣言案の素材となる交渉の状況報告をラミー事務局長に提出し、各交渉議長から提出された報告を合体した形の香港閣僚宣言草案がラミー事務局長より発出された。その後、主に、農業、NAMA及び開発について各国による文言調整が行われ、一部に空欄を残したまま一般理事会で承認され、香港閣僚会合に提出された。

香港閣僚会合の直前に、我が国は、「開発イニシアティブ」を発表した。貿易を通じて、富を蓄積し、自国の経済を発展させることは開発のための非常に有力な手段の一つである一方、途上国、特に後発開発途上国（LDC）の中には、世界市場に参画を望んでも、輸出能力や生産能力不足のため、実現出来ないという問題を抱えている国が多い。責任を持つ主要国の一員として我が国は、開発問題への貢献を行い、ラウンド交渉の妥結につながるように香港閣僚会議を成功させる旨を表明した。（一村一品運動については参考2を参照）

2005年12月、香港にて第6回閣僚会議が開催され、18日に閣僚宣言を採択し閉幕した。ドーハ・アジェンダの成功へ向けた確実な土台を築くとともに、特に途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）に合意し、交渉の進展に大きな弾みをつけた。各交渉分野では、(1)農業において、国内支持、関税の階層削減の方式の具体化を進めたこと、(2)非農産品（NAMA）においてスイス・フォーミュラに合意、(3)サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、(4)ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、(5)開発においてLDC産品に対する原則無税無枠化に合意するなど前進が見られた。

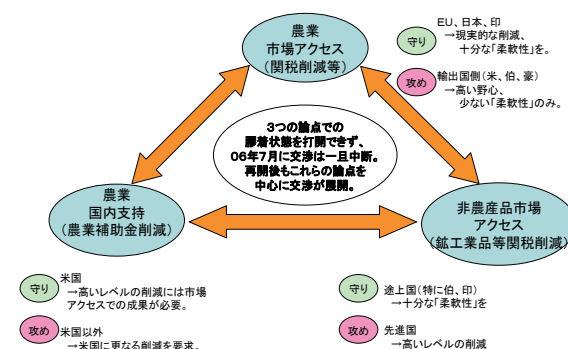
（参考 2）開発イニシアティブに基づく「国際版一村一品キャンペーン」

経済産業省が中心となって 2006 年 2 月から国際版一村一品キャンペーンを積極的に展開している。この一村一品キャンペーンは、途上国内で自ら誇ることのできる特産品を見つけ出し、国内のみならず、世界の市場にも通用する競争力のある商品に仕上げる活動を支援するものであり、開発途上国等 80 か国（うちアフリカ 53 か国）が参加している。キャンペーンの例としては、JETRO が中心となって、国内主要空港において店舗を開設した他、メコン展、太平洋諸島展等のイベントも開催した。加えて、2006 年 8 月から 9 月にかけて（財）海外技術者研修協会（AOTS）が一村一品研修を実施し、開発途上国 45 か国から 80 名の研修生が参加した。

1. 2. 第 6 回香港閣僚会議後の取組

香港閣僚宣言に基づき、2006 年中の交渉妥結を目指して G 6（日、米、EU、伯、印、豪）を中心に精力的に協議を進めた。1 月末のダボス会議の際に行われた非公式閣僚会合では、年内妥結に向けての強い決意が表明され、全分野に渡って積極的に取り組むことで一致した。また、同会合に先駆けて、G 6 閣僚会合が開催され、メンバーが密接に連携して交渉を進めていくことで意見が一致した。4 月末までの農業、NAMA のモダリティ確立期限に向け閣僚会合・バイ協議が続けられたが、農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMA の 3 つの分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交錯するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り、4 月末の期限を守ることができなかった（参考 3）。5 月にパリで行われた WTO 非公式閣僚会合、6 月にベトナムのホーチミンで開催された APEC 貿易大臣会合等、閣僚レベルでの協議を通じ合意を模索したものの、議論の進展は見られなかった。

（参考 3）主要論点に関する主要国・グループの立場



このような状況の中、6 月末に非公式閣僚会合が行われ、NAMA 及び農業のモダリティ確立に向けて、着地点を探る議論が行われた。二階大臣（当時）からは、今回の閣僚級会合で合意することの必要性を強く主張するとともに、我が国としても柔軟性を示す用意がある旨発言し、交渉に建設的な関与を行った。G 6 メンバーが中心となり、精力的に交渉を重ねたが、各国の立場の乖離は縮まらず、合意に至らなかった。

7 月に入り膠着状態の打開のため、ラミー事務局長の主要国訪問による調整、G 8 首脳による声明（サンクトペテルブルク・サミット）、G 6 閣僚による緊急会合（ジュネーブ）といった努力が続けられた。

6 月末の交渉後、ラミー WTO 事務局長が調整役として各国の首都を訪問し、立場を聴取する「告白プロセス」が行われていた。その後、7 月 15 日～17 日のサンクトペテルブルク・G 8 サミットにて、首脳から各閣僚に対し 1 ヶ月以内に農業と NAMA のモダリティ合意に向けて努力する旨の声明が出されたことを受け、ラミー事務局長が急遽、ジュネーブにおいて G 6 閣僚会合の召集をかけ、我が国も二階経産大臣・中川農水大臣が参加した。

ラミー事務局長からこれまでの交渉の進捗状況等について説明があった他、今後の交渉の進め方等について閣僚同士による率直な意見交換が行われた。この会合の結果、G 6 は、1 ヶ月以内にモダリティを確立するべく、試みる用意があり、集中的に協議を行うため 7 月 23 日、24 日、更に 28 日、29 日に G 6 会合をジュネーブにて開催、ラミー事務局長は、これと並行して幅広いメンバーと協議を行うことを決めた。

1. 3. 交渉の中断とその後の取組

7月23日～24日、WTO・G6（日、米、EU、伯、印、豪）閣僚会合が開催された。我が国からは二階大臣が中川農水大臣とともに参加した。

23日の会合では、農業市場アクセス、国内支持について議論されたが、各国の立場の違いが埋まるに至らなかった。ラミー事務局長は24日午前、G6との短時間の協議を経た上で同日午後、首席代表者会合（非公式貿易委員会）を召集し、立場の違いが埋まらないことを理由に、ラウンドを中断する旨発表した。各国とも遺憾の意を表明しながらも事務局長の提案を受け入れた。年内のラウンド終結は困難な状況であるが、ラウンドへのコミットを継続し、早期の交渉再開を目指すこととされた。

交渉の停滞は、多国間の自由貿易体制を揺るがせにし、途上国の開発にも大きなマイナスであることから、関係各国は交渉の早期再開に向けて最大限の努力を行った。我が国も、二国間協議や各種の国際会議の機会に交渉再開を呼びかけた。8月下旬のASEAN+日中韓大臣会合、9月上旬のG20閣僚会合、9月下旬のケアンズ閣僚会合等を通じ、交渉再開に向けた機運が高まっていった。

更に、ラウンドの動向に重大な関心を払っている経済界とも連携し、9月から10月にかけて日本経済団体連合会及び日本商工会議所がG6諸国の経済界・産業界へミッションを派遣した。これは経済界・産業界ベースでもG6の結束をさらに固めるとともに、WTO交渉の早期再開、早期妥結に向けて働きかけるものであった。具体的には〔1〕民一民ベースの会合と、〔2〕経済界ミッションによる相手国大臣への表敬訪問がなされた。

（参考4）民間ミッション

	団長・ミッション	時期	訪問先候補
米国	富士通 秋葉会長 日本経団連貿易投資委員会 共同委員長	9月4日の週	・USTR、商務省、国務省 等 ・全米商工会議所、ビジネスラウンドテーブル(BR)、全米製造業者協会(NAM) 等
ブラジル	三菱商事 佐々木会長 日本経団連貿易投資委員会 委員長	9月11日の週	・外務省 等 ・ブラジル全国工業連盟(CNI) 等
インド	山口 日商会議 他 日印経済委員会(日商)	9月25日の週	・商工省 等 ・インド商工会議所連合会(FICCI) 等
EU	御手洗 日本経団連会長 他 日本経団連訪欧ミッション	9月25日の週	・パローゾEU委員長 等 ・欧州産業連盟(UNICE) 等
豪州	日豪経済委員会(日商)の機会を活用(調査中)	10月15日の週	・貿易省 等 ・豪州ビジネス協議会(BCA) 等

このような中、2006年11月にベトナムで開催されたAPEC閣僚・首脳会合で、再開に向けた大きな一歩が踏み出された。ラミー事務局長も参加した閣僚会合では、甘利大臣を始め、各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、APEC首脳による独立の宣言文が発出されることになった。

ラミー事務局長はジュネーブに戻り、事務レベルでの作業の再開を宣言した。閣僚レベルでの本格的な再開ではないものの、ジュネーブでの事務レベルでの交渉を開始するものであり、それまで停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

その後、2007年に入り、ブッシュ大統領とパローゾ欧州委員長による米EU首脳会談を始め、主要国の首脳・閣僚レベルでのコミットメントが相次いで発表された。我が国も安倍総理の欧州訪問においてブレア英国首相、パローゾ欧州委員長との間で早期妥結に向けての連携を確認した。1月末のスイス・ダボスでのWTO非公式閣僚会合において、我が国から交渉の本格再開が必要であることを主張し、各国の閣僚により、本格的な交渉再開が合意され、貿易交渉委員会で正式に再開された。

2. 経済連携協定（EPA）

経済連携協定(Economic Partnership Agreement、以下、「EPA」と略す。)とは、特定の二国間又は複数国間で、自由貿易協定(Free Trade Agreement、以下、「FTA」と略す。)の主要な要素である関税の相互引下げに加え、域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定である。

全体的に見ると、1990年代以降、地域統合の動きは一層加速し、2006年9月の時点で、WTOのCRTA（地域貿易協定委員会：Committee on Regional Trade Agreements）に報告されている地域貿易協定の数は211件にまで達している（参照図：世界の主要な経済連携の動き）。冷戦構造の崩壊以降、特に欧米諸国は新たな国際経済システムを模索する中で、地域統合の動きを加速させた。

EPA/FTAを推進する意義は、次のとおりである。

- ・相手国の関税削減等を通じて当該国内市場への我が国企業のアクセスが改善され、貿易・投資の機会が拡大するとともに、規模の経済による利益（域内投資の効率化による利益率増大等）を享受することが可能となる。
- ・経済実態を踏まえて、地域内の規制・制度等の共通化・制度化を図ることは、我が国の強みを活かした国際ルール作りの第一歩となる。

- ・関税等により保護を受けていた産業分野において、自由化の進展により構造改革が加速されるとともに、事業をする場としての魅力が高まることで、拡大した市場の一部としての位置づけともあいまって対日直接投資が拡大するなど、我が国経済の活性化をけん引する。
- ・既に他国と経済連携協定を締結している国との協定の締結は、既締結国企業との関係において関税等の面で競争上不利な立場に置かれている不利益な状況（例：メキシコ）を解消する。また、他国の経済連携の動きに先んじて協定を締結することは、こうした不利益状況の発生を未然に防止する。

2. 1. シンガポールとの取組状況

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。

本協定発効後、我が国のシンガポールとの貿易は、我が国経済の停滞、SARS、テロ問題等のマイナス要因にもかかわらず、シンガポールへの輸出額が9.6%増、シンガポールからの輸入額は8.5%増と堅調に推移。中でも、関税が撤廃されたビールの輸出及びプラスチック製品の輸入は、それぞれ20.3%と74.7%の増加を見せた（いずれも2002年と04年の比較）。

なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が07年3月に議定書署名に至り、さらなる自由化が図られることとなった。

2. 2. フィリピンとの取組状況

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月の日比首脳会談において署名に至った。

フィリピンにとっては初のEPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的

財産、競争政策、ビジネス環境整備、さらには人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定により、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることが期待される。

なお、フィリピンへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(30%)、自動車部品(3～10%))、電気機器(電気機器部品(0～3%)、リチウムイオン電池(5%)等)、カメラ部品(3%)、液晶デバイス(3%)、樹脂(1～10%)など(2004年)。

2. 3. マレーシアとの取組状況

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月に両国首脳間で協定に正式署名し、同協定は2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出し、両国の経済的結びつきは深い。従って、このような両国間での経済連携の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目として、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。マレーシアでは、自動車・自動車部品をはじめ、輸入品に対して高関税が課せられる品目があるため、EPAによる関税撤廃の効果が期待される。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化、さらにビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みを整備したことは、重要な意義を有する。

2. 4. タイとの取組状況

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の日タイ首脳会談において大筋合意に至った。なるべく早期の署名・発効を目指す。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃する。投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和する。人の移動分野では、日本側は調理人、指導員等の入国・就労条件を緩和し、また、今後、スパ・セラピスト、介護福祉士の受入を検討・協議

することになる。一方のタイ側は、日本人の滞在及び労働許可の取得に係る条件を緩和する。我が国は、多くの農林水産品を含む包括的な関税撤廃・削減を行うほか、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を行う。

タイは、ASEAN内では第1位の輸出相手国であるが、輸出品のほとんどが有税かつ高関税であり、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点（ASEAN中最多の進出企業数）として、投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも非常に重要であり、さらに、ASEANの中核国タイとの経済連携の実現は、日ASEANや東アジア全体の経済連携を実現するための鍵ともなる。

なお、タイへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車（80%）、ギアボックス（30%）等）、電気製品（冷蔵庫、洗濯機（5%）等）鉄鋼製品（熱延鋼板（7.5%）、亜鉛メッキ鋼板（12%）等）などである（2004年）。

2. 5. インドネシアとの取組状況

2003年6月、両国首脳間で、実務者レベルの予備協議開始に合意し、以後2回の予備協議を実施したが、一時中断していた。その後、2004年11月に開催された日インドネシア首脳会談において、インドネシア側から二国間EPAの関心が示されたこと等を踏まえ、二国間EPAを念頭に置いた準備作業を再開した。2004年12月、中川経済産業大臣とマリ商業大臣間で二国間EPAを念頭に置いた「共同検討グループ」の設置に合意し、2005年4月までに3回実施した。同年6月に首脳間で二国間EPA交渉開始に合意し、2005年7月から2006年10月までの間の6回の交渉を経て、2006年11月の日・インドネシア首脳会談で大筋での合意に至った。出来るだけ早期の合意を目指して交渉を行っている。

インドネシアは、ASEAN諸国の中で日本からの投資実績（278億ドル（累積投資額：1990年～2001年））が最大の国であり、経済連携によって既存の法制度間相互の整

合性や各制度の合理的な運用・透明性の向上を促進させることで、我が国企業にとって投資環境の安定性や予見可能性を高めることが可能となり、事業環境の改善が期待される。

また、インドネシアはASEAN域内で最大の人口（2.3億人）を擁しており、経済連携を通じて我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保を実現でき、また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しているなど、インドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の一つとなっている。日インドネシアEPAでは大筋合意の内容として、我が国のEPAでは初めてエネルギー分野の規律を導入している。

2. 6. ブルネイ・ベトナムとの取組状況

これまでベトナム、ブルネイ両国とは、日ASEAN全体での取組の下、2005年4月より交渉を開始し、さらに2回目交渉を7月に開催した。その後、両国から正式に独立した二国間EPA交渉の要望があり、二国間の枠組みとしての検討も進めるべく、12月の両国との首脳会談において、検討会合や準備協議の開始を合意した。

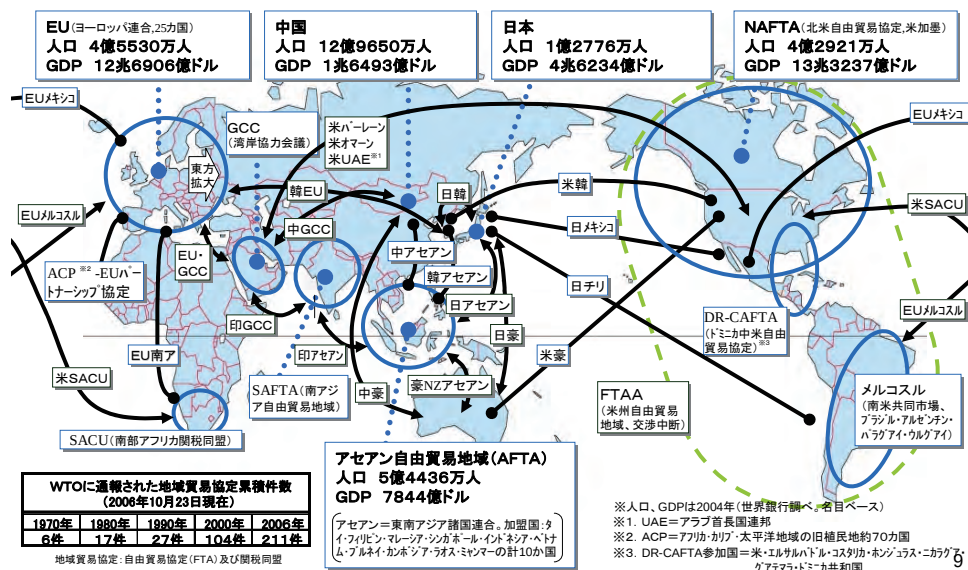
このうちブルネイとは、2006年2月及び4月の2回の準備協議を経て2006年5月に外相間でEPA交渉開始に合意し、2006年6月から11月までの3回の交渉後、2006年12月に首脳間の書簡交換で大筋合意を確認した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国であり、本協定の締結により、一層の政治・経済関係強化とエネルギーの安定供給が図られるものと期待される。

またベトナムとは、2006年2月及び4月の検討会合を経た後、2006年10月の日越首脳会談において、2007年1月からの交渉入りに合意し、第1回交渉を1月に東京で開催した。

近年、ベトナムは日本企業にとっての魅力を増しつつある。本協定による投資環境改善等により、両国間の政治・経済関係が更に強化されることが期待される。

OEU、北米等を中心に、世界各地で広域の経済連携が進められている。



2. 7. ASEAN全体との取組状況

2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、経済大臣間、首脳間では、2年以内に交渉を終了するよう努力することに合意している。

ASEAN全体とのEPAは、日本とASEANを一つのエリアとして、人口6億5千万人、経済規模5兆ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。

さらに、ASEAN全体とのEPAは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは解決が困難な、エリアワイドでの制度統一を取り扱うことを可能とし、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、二国間のEPAではカバーできないケースが生じるが、ASEAN全体とのEPAにおいて、「日ASEAN原産」の概念を定めて解決することとしている。

なお、ASEANをめぐるのは、中国が既に物品貿易に係る協定を発効させているほか、韓国、インド、オース

トラリア等も取組を急いでおり、我が国としても他国に遅れることなく、EPAを締結することが重要である。日ASEAN EPAの実現により、我が国のGDPは約1.1兆円～約2兆円増加する効果が生じると試算されているが、一方で、仮に中ASEAN FTAが締結された場合には、日本のGDPが約3,600億円減少するとの試算がある。

2. 8. 韓国との取組状況

2003年12月にEPA交渉を開始しており、2004年11月以降交渉が事実上中断しているが、引き続き実現に向け努力していく。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、さらには経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点から重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義がある。現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓両国のみである。

なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(8%)、部品(8%))、電機製品(8%)、偏光材料のシート板(8%)など(2004年)。

2. 9. チリとの取組状況

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始し、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名された。

チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約40か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要である。

なお、チリへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（完成車、部品）（6%）、タイヤ（6%）、原動機（6%）、映像機器（6%）など（2004年）。

2. 10. GCCとの取組状況

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについて、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉前総理とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、06年9月に交渉を開始し、07年1月に第2回交渉を実施した。

この地域は、我が国の原油輸入全体の75%以上（2005年）を占め、また我が国からの総輸出額も1.4兆円を超えるなど、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。

さらに、日・GCC間のFTA交渉ではカバーしていない分野について、サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を06年10月から再開し（07年2月、第3回交渉実施）、カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議するカタール合同経済委員会（06年11月第1

回開催）を新たに設置した。

2. 11. インドとの取組状況

2004年8月、当省と印商工省・財務省の閣僚間において、EPAの可能性を視野に入れた次官級の「政策対話」を開始することに合意し、2005年4月に第1回政策対話を開催した。また、2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化のあり方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた準備を開始するよう事務方に指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入りに合意がされ、2007年1月に第1回交渉を実施した。約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指している。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品（15%）、鉄鋼製品（10%、15%）、精密機器（15%）、工作機械（15%）など（2004年）。

2. 12. 豪州との取組状況

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化のあり方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に5回の共同研究会が開催され、同共同研究会の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間で2007年からのEPA交渉開始が合意された。

日豪EPAのメリットとしては、(1)鉄鉱石及び石炭等

を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、資源・エネルギーの安定供給を図る、(2)関税撤廃による貿易の拡大(日豪EPAにより、豪州が既にEPAを締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上する)、(3)先進資本主義国同士のEPAとして知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定をすることで、東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される、といった要素が挙げられる。

なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(完成車(10%))、商用車(完成車(5%))、自動車部品(乗用車)(10%)、ショベルローダー(5%)、油送管(5%)など(2005年)。

2. 1 3. スイスとの取組状況

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化のあり方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意した。

欧州との初の経済連携の取組であり、且つ先進国同士であるスイスとのEPAでは以下のようなメリットが期待される

〔1〕両国のセンシティブ品目を考慮しつつ、高いレベルの自由化を通じた物品貿易の促進

〔2〕投資・サービス貿易における高いレベルの自由化確保と投資環境の保護

〔3〕高水準な知財立国として高いレベルの知的財産権の保護及び模倣品・海賊版対策での協働

〔4〕スイスにおける企業の取締役に対する国籍要件の不適用や居住要件の緩和、及び滞在許可証発給における人数制限の不適用等を通じたビジネス環境整備

なお、スイスへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(12-15フラン/100KG)、モーターサイクル(37フラン/100KG)、白金(80-1599フラン/100KG)、テレビ、ビデオ(58フラン/100KG)など(2005年)。

3. G8サミット

第1回首脳会合は、第一次石油危機後の世界経済運営を首脳レベルで議論する場として、1975年にフランスのラ

ンブイエで開催された。以後、各国が議長を持ち回る形で毎年開催されている。ロシアは、冷戦終結後の1994年ナポリ・サミット以降、一部の討議に参加していたが、2002年カナナスキス・サミットにおいて正式にG8のメンバーとなることが決定した。2006年にはロシアが初の議長国となった。

サミットには、G8(フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア、カナダ、ロシア)首脳及び欧州委員会委員長が参加する。近年は問題の多様化に対応し、中国、インドやアフリカ諸国等の非G8国や国際機関を招いての特別会合を開催する等、新興国、途上国との対話を強化している。

サミットの当初の目的であった経済や貿易、エネルギー問題等経済課題に関する議論から、地域紛争等の政治問題及び社会問題に関する議論へのシフトも見られるが、先進国の首脳が一堂に会し、ハイレベルの国際的コンセンサスを形成する貴重な機会となっている。また、この場を利用して二国間協議も持たれている。

3. 1. サンクトペテルブルク・サミット

2006年7月15日～17日、ロシア・サンクトペテルブルクにて開催されたサミットは、ランブイエから数えて第32回目であった。「エネルギー安全保障」、「貿易」、「核不拡散(北朝鮮)」、「地域情勢(中東情勢)」等が主要課題であったが、サミット開催の直前に、北朝鮮のミサイル発射に対し国連安保理の非難決議が出されたり、イスラエルによるヨルダンでのヒズボラとの戦闘が起きたりしたことから、特に安全保障問題、地域紛争に注目が集まったサミットとなった。

(1) 個別テーマ

(ア) エネルギー安全保障

(イ) 貿易

(ウ) 核不拡散(北朝鮮)

(エ) 地域情勢(中東情勢)

(オ) 教育

(カ) 感染症

(キ) 腐敗

(ク) 知的財産

(ケ) 開発援助(アフリカに関する進捗)

(コ)テロ対策

(2) 主な議論及び成果

(ア)エネルギー安全保障

世界のエネルギー安全保障確保に向けて、「サンクトペテルブルク行動計画」が採択された。これは、エネルギー市場の透明性等の向上、エネルギー分野の投資環境の改善、エネルギー効率の向上及び省エネルギーの推進、エネルギー使用貧困状態の改善等の戦略をとりまとめたものである。小泉総理（当時）からは石油価格高騰のピンチをチャンスとし、原子力や風力・太陽光・水力発電などエネルギー源の多様化を進めるべきである旨積極的に提案した。

また気候変動についても、2005年のグレンイーグルス・サミットで立ち上げられた「気候変動対話」について、全ての国が参加できる実効的枠組みに向けて協力を進め、2008年の日本におけるサミットで成果を出したい旨表明した。

(イ)貿易

ドーハ・ラウンドの年内妥結にむけて全力を尽くすことに合意し、今後1ヶ月以内に農業と鉱工業品関税のモダリティの合意を促進するためのWTO事務局長の調整を歓迎することで認識が一致した。また「貿易のための援助」の重要性も認識された。

(ウ)不拡散（北朝鮮）

国連安保理決議を支持し、複数の弾道ミサイル発射を非難、追加的な発射の兆候への懸念を表明し、6カ国協議への早期無条件の復帰等とともに、拉致問題の早急な解決を要求した。総理からは、国連決議の全会一致に謝意、核・拉致問題を国際的に連携して解決したい旨表明した。

(エ)地域情勢（中東情勢）

急激な情勢の悪化を深く懸念し、平和を回復するための決意を表明した。また、紛争の起因となった過激派勢力を非難するとともに、イスラエルに対しても自制を呼びかけた。中東の経済基盤の整備への参加の表明し、賛同を得られた。

(オ)教育

グローバルなイノベーションを生み出す社会の発展に向けて、創造性豊かな人材の育成のための取り組みなどの具体的行動や、途上国への教育支援の国際的枠組みである「万人のための教育」（EFA）の一層の推進に合意し、

我が国からは、いわゆるニートがG8各国で増加していることも踏まえ、対策の重要性を指摘した。

(カ)感染症

感染症サーベイランス及びモニタリングの世界のネットワーク強化によって、喫緊の鳥インフルエンザ対策に加え、これまでG8として取り組んできたエイズ・結核・マラリアの3大感染症対策等を引き続き強化していくことで合意した。

(キ)腐敗との闘い

腐敗は、民主主義や経済・社会の発展を阻害する問題であるとの認識を共有した。腐敗と闘い、公的資金の管理における透明性を向上させるため、G8として取組を継続することで合意し、行動計画を採択した。

(ク)知的財産

知的財産権の保護のため、小泉総理（当時）が2005年のサミットで提唱した模倣品・海賊版拡散防止のための法的枠組みを含め、他国や国際機関と連携した調査・分析・勧告準備・執行改善等の国際的な取組を強化することで一致した。

(ケ)開発援助（アフリカに関する進捗）

G8各国が行ってきた開発支援（特にアフリカ）の実施状況を確認しつつ、2007年のハイリゲンダムサミットで更に進捗状況を議論することに合意した。我が国から、野口英世賞の創設、2008年には、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）を開催することなど、感染症をはじめアフリカ開発への取り組みを強化する旨説明した。

(コ)テロ対策

G8首脳はテロとの戦いを断固として継続していくことを確認すると共に、国連のテロ対策プログラムの強化を支持し、より強化されるように要請した。これらの議題については、16日のG8首脳間での会合の他、17日に行われたブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ及び国際機関等との会合でも議論された。

4. OECD（経済協力開発機構）

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16か国でOECE（欧州経済協力機構）が発足した。その後、欧州経済の復興に伴い1961年9月、OECE加盟国に米国及びカナダが加わり、OEE

Cを改組し、新たにOECD（経済協力開発機構）が発足した。我が国は1964年に加盟した。2006年現在、加盟国は次の30か国となっている。

・EU加盟国（19か国）

英国、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア

・その他（11か国）

日本、米国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国

OECDは、1990年代に入り、メキシコ（1994年）、チェコ（1995年）、ハンガリー（1996年）、ポーランド（1996年）、韓国（1996年）の5か国が加盟、さらに2000年にスロバキアが加盟し、30か国となった。

OECDの目的は、先進国間の自由な意見交換、情報交換を通じて、〔1〕経済成長、〔2〕貿易自由化、〔3〕途上国支援の3点に貢献すること（OECDの三大目的）であり、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前（約1か月前）の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政担当大臣とともに出席している。

4. 1. OECD（経済協力開発機構）

（1）閣僚会議の概要

2006年5月23日～24日、フランス・パリにおいて、OECD加盟国（30か国）の閣僚等により議論が行われた。我が国からは、二階経済産業大臣（当時）、塩崎外務副大臣（当時）、櫻田内閣府副大臣（当時）が出席した。

今次閣僚理事会は、「繁栄の実現」を主要テーマとして〔ア〕OECDエコノミックアウトルック、〔イ〕経済の安定性の確保と経済業績の向上、〔ウ〕成長と雇用のための経済改革の実施、〔エ〕OECDの将来、〔オ〕貿易の5セッションが行われた。

成果文書は、「議長総括」の形で発表された。イノベーション関連とエネルギー関連において、我が国が行ったスピーチの考え方が盛り込まれる成果があった。

（2）各セッションの概要

（ア）OECDエコノミックアウトルック

OECD主要国の2006年、2007年の経済見通しを発表。世界的な景気回復を背景に、OECD諸国の景気回復は5年目に入り、エネルギー価格の高値かつ不安定という要因はあるものの、今年から来年にかけて引き続き景気回復が続く見通しとなった。

我が国については、バブル崩壊後の諸問題に大部分を克服し、強い内需により、2007年も堅調な経済成長が続く見通しとし、2006年2.8%、2007年2.2%の実質GDP成長率の伸びが予測された。

（イ）経済の安定性の確保と経済業績の向上

成長率の不均衡、労働市場の柔軟性等が論点となり、投資やイノベーションが重要との意見が出た。財政改革・健全化の重要性について多数意見があり、改革が持続的成長の要素であるとの理解が共有された。我が国からは、自国に対し、財政健全化を進めること、潜在成長力を高めることの必要性の認識を持っていることを説明し、「投資政策枠組み（PFI）」を活用した、ビジネス界の開発途上国への投資の促進を進めるべきことを発言した。

（ウ）成長及び雇用のための経済改革の実行

経済改革の施策をいかに実施するか、という観点で、各国の改革の経験から望ましい改革のモデル等について議論された。社会的目標と経済的優先課題のバランスをはかるにあたり、OECDのベストプラクティスやピアプレッシャー、分析の有用性についても認識。二階経済産業大臣からは、先進国が持続的な経済成長を確保していくための新たな価値創造であるイノベーションの重要性を主張し、「新経済成長戦略」を各国に紹介した。OECDにおいても、知的資産及びソフトウェアの2つの分野について、イノベーション関連プロジェクトを行うことを日本から提案した。また、来春、OECD中小企業政策に関する作業部会と関係カンファレンスを日本で開催することも提案した。また適切なエネルギー政策の重要性も主張した。

（エ）OECDの将来

前半の「OECD組織運営改革・拡大」では、昨年の閣僚理事会以降検討されてきたOECDのガバナンスや拡大、非加盟国との関係強化の問題等につき議論。加盟国の拡大と重要な非加盟国との関係強化を通じて、OECDの

世界的な広がりと政策的影響力を拡大することが重要であると合意。当該国を特定するメカニズムを来年の閣僚理事会で進捗報告することを要求。また、OECD成果物である「民間投資促進のためのODA活用に関するドナー向け政策ガイダンス」、我が国の提案でもあった「開発のための投資政策枠組み(PFI)」「知的資産及び価値創造に関するレポート」が歓迎された。

後半の「新興経済」では、中国、インド等新興経済を国際ルールに取り込むことの重要性、そしてこれら新興経済国との対話の強化の重要性について指摘があった。特に知的財産権の取組についても重要性が認識され、消費者の安全のみならず企業利益に関係するものであり、特段の留意が必要とされた。

(オ)貿易

ドーハ開発ラウンド交渉は2006年末の合意期限に向け、未解決の問題が多く厳しい状況にある。まずは夏までに、農業、NAMA、サービス等の分野、貿易円滑化等の問題を順次解決する必要がある。各国の議会がこの重要性を理解することが必要であり、新興途上国も交渉を進展する責任を有するという概ね共通の認識がなされた。

(カ)WTO非公式閣僚会合結果

本会合では、14ヶ国が参加した。農業、工業で立場の異なる米国、EU・日本、ブラジル・インドがにらみ合い、交渉は膠着。今回の一連の会合を通じて、(A)2006年末までの交渉終結を図るべく、交渉を加速し、必要な時期に政治的決断を行う、(B)当面は6月半ば以降に閣僚レベルの会合で大筋の方向付け、という段取りを確認。我が国としては、米国と連携し、G6(米・EU・日・伯・印・豪)の一員として必要な政治的決断を行いながら、交渉の取りまとめに貢献した。

5. APEC(アジア太平洋経済協力)

1989年に発足したAPECは、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組であり、発足時には12か国であった参加メンバーは拡大し、2007年3月現在では、21か国・地域による経済連携となっている。

APECは他の地域の統合と異なり、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義(open regionalism)」を標榜しており、また、NAFTA

A(North American Free Trade Agreement:北米自由貿易協定)諸国、ASEAN7か国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

(参考)2007年3月現在のAPECメンバー

(※は発足時の12メンバー)

- ・ASEAN(フィリピン*、インドネシア*、マレーシア*、タイ*、シンガポール*、ブルネイ*、ベトナム)
- ・米州(米国*、カナダ*、メキシコ、チリ、ペルー)
- ・オセアニア(オーストラリア*、ニュージーランド*、パプア・ニューギニア)
- ・その他(日本*、韓国*、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア)

5. 1. 非公式首脳会議

非公式首脳会議は、APEC参加国・地域首脳が参集し、経済問題に関して幅広い見地から自由に意見交換を行うものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。米国のクリントン前大統領の提唱により、1993年11月に初めて米国シアトルで開催された。

(1) 第14回APEC非公式首脳会議

2006年11月18日から19日にかけて、ベトナムのハノイにて、非公式首脳会議が開催された。我が国からは安倍総理大臣(当時)(以下、安倍総理と略す。)が出席し、経済問題、安全保障など幅広い分野について意見交換が行われ、19日にはハノイ首脳宣言が採択された。首脳会議での主な議論は次のとおりである。

(ア)貿易・経済問題

(A)WTOドーハ・ラウンド

・DDA交渉に関する特別声明が発出され、野心的かつバランスの取れたWTOドーハ合意の妥結に向けてのコミットメントが再確認された。また、首脳として、全てのWTO加盟国に資するバランスの取れた野心的な成果を達成するために、交渉をこれ以上遅らせることなく再開する決意があることが盛り込まれた。

・安倍総理からは、「WTOドーハ・ラウンド交渉の早期再開・早期妥結に向けて全加盟国が全力で取り組むべき」であり「最近高まりつつある再開へ向けた機運を後

押しするような強力な政治的メッセージを出したい」との発言がなされた。

(B) R T A / F T A (地域貿易協定・自由貿易協定)

- ・首脳宣言の中で、自由貿易協定交渉時に参照となりうるモデル措置について、本年6つの章に合意したことが歓迎された。
- ・また、長期的展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏構想 (F T A A P) を含め、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施し、2007 年にオーストラリアで開催される A P E C 首脳会議に報告するよう指示が出された。
- ・安倍総理からは、「F T A A P については、現行の W T O 体制・交渉との関係にも留意しつつ、重層的な取組の一つとして、検討を行うことは有意義」であり「F T A A P に関する議論に積極的に参加したい」との発言がなされた。

(C) ハノイ行動計画

ボゴール目標を達成するための具体的な作業計画を明記した「釜山ロードマップ実施のためのハノイ行動計画」が承認された。安倍総理から、「国境措置だけでなく、構造改革や知的財産権の保護、投資の自由化・円滑化、透明性の向上など国内の制度に焦点を当てて取り組むことが必要」との発言がなされた。

(イ) 安全保障問題

(A) エネルギー安全保障

- ・原油価格高騰への懸念が共有され、省エネやエネルギー源多様化等需給両面の対応を早急に行うことが合意された。
- ・安倍総理から、エネルギー安全保障と環境保全を両立させ持続可能な開発を達成するために、エネルギー効率の向上、再生可能エネルギー、石油備蓄等の取組を進めていきたい旨発言がなされた。

(ウ) A P E C 改革

A P E C 改革の必要性について多くの首脳から指摘があり、議長からも来年のオーストラリアプロセスにおける議論の進展を期待する旨発言があった。安倍総理からは、A P E C 改革の取組に対する評価を行うとともに、我が国が進める政策提言やレビューにおける A P E C 事務局の機能強化への貢献への言及がなされた。

5. 2. 閣僚会議

閣僚会議は、A P E C 参加各国・地域の経済・通商大臣及び外務大臣により構成され、A P E C の活動の方向性や実施のための決定を行う最高の公式機関である。1989 年に第1回閣僚会議が開催されて以来、毎年1回開催されている。

(1) 第18回A P E C閣僚会議

2006 年 11 月 15 日から 16 日にかけて、ベトナムのハノイにて A P E C 閣僚会議が開催され、我が国からは、甘利経済産業大臣及び麻生外務大臣 (当時) が出席した。主な議論は以下のとおりである。

(ア) W T O ドーハ・ラウンド

ドーハ・ラウンドの早期再開・妥結に向けた進め方について、ラミー W T O 事務局長からの現状報告を踏まえて活発に議論され、ドーハ・ラウンド交渉に関する独立の首脳宣言文を出すことで一致がみられた。

(イ) R T A / F T A

「F T A モデル措置」につき、6 分野 (物品貿易、T B T、透明性、政府調達、紛争処理、協力) が承認された。また、アジア太平洋の自由貿易圏構想 (F T A A P) を、ドーハ・ラウンド交渉 (短期)、ボゴール目標の達成 (中期) に続く長期の目標として掲げ、来年 1 年かけて経済統合のあり方に関して検討を行うこととなった。

(ウ) ハノイ行動計画

釜山ロードマップの主要分野における今後の具体的な取組をまとめた「ハノイ行動計画」が採択された。甘利経済産業大臣から、(A) 特にビジネス環境の改善につながる投資、知的財産権等の分野での取組を強化していきたいこと、(B) ハノイ行動計画の実施の際には、産業界のニーズを反映させるため A B A C (A P E C ビジネス諮問委員会) との連携を図っていくべきである旨発言がなされた。

(エ) A P E C 改革

A P E C 活動の実効性をより高めるため、優先して取り組むべき分野の特定や組織の見直し等を含む「A P E C 改革」の議論を進めることが支持された。特に、我が国から、参加各国・地域の行動計画の評価並びに政策提言を目的とする「サポート・ユニット」の A P E C 事務局内への設置を提案していたところ、事務局機能強化の一環として支持され、その詳細を引き続き検討していくこととなった。

(オ)投資

我が国主導で、投資の自由化・円滑化に関する「拡大投資ワークプログラム」を策定した。この計画には、我が国の取組として、(A)投資環境上の優先課題の把握のための調査・シンポジウムの実施、(B)投資関連法制の理解を促進するためのキャパシティ・ビルディングの実施等を盛り込んでいる。

(カ)知的財産権

模倣品・海賊版対策のため、(A)消費者や知的財産権保持者に対し、権利保護への啓発を行うための「公衆周知ガイドライン」、(B)原材料、部品の供給から流通、消費までのサプライチェーンから模倣品・海賊版を排除するための「サプライチェーン・ガイドライン」が合意された。また、政府機関のソフトウェア不正使用を防止するためのイニシアティブが併せて合意された。

(キ)エネルギー安全保障

多くのメンバーが、石油価格の高騰など現下のエネルギー情勢に対する取組の必要性を訴えた。我が国からは、[A]省エネルギーの技術や知見の提供、[B]石油代替エネルギーの開発・普及の推進、[C]石油備蓄の導入の促進等の具体的な取組を紹介した。

(ク)中小企業対策

我が国主催による、発展途上国の地場産業振興の支援活動を紹介する「APEC一村一品セミナー」を2006年9月にハノイで実施した結果を報告した。

5. 3. 分野別大臣会合

(1) APEC貿易担当大臣会合

2006年6月1日から2日にかけて、ベトナムのホーチミンにて開催された。我が国からは、二階経済産業大臣(当時)及び遠山外務政務官(当時)が出席した。DDA交渉の速やかな前進のため、これまで以上に積極的に関与・貢献していくことの必要性が確認され、DDA交渉に関する特別声明が発出された。また、我が国からは「一村一品セミナー」の開催を提案したほか、知的財産権保護や投資の自由化・円滑化への取組の強化等について、活発な議論が展開された。種々の結果を踏まえ、「MRT(貿易担当大臣会合)議長声明」が発出された。

(2) 第13・14回APEC中小企業大臣会合

2006年9月28日から29日にかけてベトナムのハノイにて、2007年3月8日から9日にかけてオーストラリアのホバートにてそれぞれ第13回・14回APEC中小企業大臣会合が開催された。

第13回会合では、参加各国・地域から中小企業の貿易・投資に資するビジネス環境整備、中小企業の実力開発等についての取組が紹介され、我が国からは、中小企業診断や中小企業会計の普及のための取組等について紹介した。ポゴール目標の達成に資するべく、貿易・投資における中小企業の競争力強化に向けた環境整備のための取組を内容とした「ハノイ宣言」が発出された。

第14回会合では「創業、中小企業育成、イノベーションをいかに支援するか」について議論がなされ、閣僚共同声明では、経済改革を通じた中小企業の成長支援促進の重要性が確認された。

(3) 第3回APEC鉱業大臣会合

2007年2月14日にオーストラリアのパースにて開催された。需要拡大に伴う鉱物資源価格の上昇といった「市場の構造変化」や、鉱物資源市場にとって障害となる貿易・投資規制への関心の高まりを受け開催され、鉱物資源需給を巡る課題、鉱業ワーキンググループの設立等について議論がなされた。

6. ASEM

ASEM(アジア欧州会合: Asia-Europe Meeting、以下、「ASEM」と略す。)は、東アジア諸国(ASEAN各国、日中韓)及びEUと欧州委員会が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996年に設立された。首脳会合が2年に1度開催され、また、経済分野では、経済閣僚会合、貿易と投資に関する高級実務者会合(SOMTI: Senior Official Meeting on Trade and Investment)などが開催されている。

貿易円滑化に関しては、非関税障壁を削減し、アジアと欧州間の貿易を促進するため、税関手続、基準・認証等の8分野を優先項目として定め、それぞれの分野について貿易円滑化行動計画(TFAP: Trade Facilitation Action Plan)を作成している。

また、個別目標の具体化のため、分野ごとに会合・セミナー等が開催されている。投資に関しては、アジア・欧州間の投資交流促進のため、投資促進行動計画（I P A P : Investment Promotion Action Plan）を作成している。

・ A S E M参加国

アジア：A S E A N10 各国（タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス）、日本、中国、韓国

欧州：E U加盟の27 各国、欧州委員会

各国別の取組

1. 日・アジア大洋州関係

1. 1. 日中関係

(1) 経済貿易関係

我が国から見て中国は、米国に次ぎ第2位、中国から見て我が国はE U、米国に次ぎ第3位の貿易相手国（貿易総額ベース）である。

日中国交正常化以来30年間で、日中貿易総額は100倍になった。1991年～2001年の10年だけでも約4倍となっており、2006年の日中貿易総額は過去最高の2,112億ドル（11.5%増）となった。

2006年の対中投資は、実行額（29.6%減）、契約件数（20.8%減）、契約額（16.9%減）について、軒並み減少している。また、日本の対中投資の特徴は、製造業が約8割を占めることであり、特に電子機械と輸送機械で半数を占めている。

日中間の経済貿易関係が緊密化する中で経済貿易摩擦が増加しているが、紛争の未然防止と早期解決を目指した各種業種別・政策別対話の場が創設されている。また、中国商務部及び国家経済発展改革委員会との間では次官級協議を定期的に開催している。

(2) 投資貿易環境上の諸課題

(ア) 知的財産権侵害問題

日本製品に係る知的財産権侵害（模倣品・海賊版流通）が深刻化しており、中国国内での流通のほか、第三国に大量に輸出される等「量的拡大」及び商標権侵害から意匠権・特許権侵害へと「質的拡大」の一途をたどっているのが現状である。

中国に対しては、現場レベルでの取締及び水際規制の強化、法制面の履行（エンフォースメント）確保を要請することが不可欠である。係る観点から、2002年12月より、我が国政府と産業界における業種横断的取組である「国際知的財産保護フォーラム（I I P P F : International Intellectual. Property Protection Forum）」が連携し、中国の知的財産権保護に関係する政府機関に対して、模倣品問題の解決に向けた制度面及び運用上の改善を要請している。2006年6月には、第4回目となるミッションを派遣した。

(イ) 貿易権・流通権の対外開放

中国はW T O加盟時に、貿易権・流通権の開放を原則W T O加盟後3年以内（遅くとも2004年12月11日まで）に実施することを約束しており、その約束通りおおむね履行されている。ただし、運用の不透明性が一部残っており、引き続き法制度の整備状況等、W T O加盟約束の履行状況は引き続き注視していく必要がある。

(ウ) A D（アンチ・ダンピング）措置の濫用

中国はW T O加盟を前後して化学品を中心に30件の日本を対象に含めたA D調査を開始し、既に21件に対しては「クロ」と最終決定している（2006年12月末現在）。中国のA D調査においては、手続の透明性や損害の認定及び因果関係の認定などW T O／A D協定と不整合な点も多く存在するため、引き続き改善を求めていく必要がある。

1. 2. 日韓関係

(1) 経済関係

我が国において韓国は第3位の、韓国にとって日本は第2位の貿易相手国（貿易総額ベース）である。貿易収支は恒常的に日本の出超となっており、対韓国貿易黒字は2006年に254億ドルとなった。これは、韓国が、「我が国からの付加価値の高い部品・中間材や高度な工作機械を輸入、製品として組立て加工し、中国、米国等に輸出する」産業構造を持つためである。

2006年の対韓国投資額は、前年比12.2%増の21.1億ドルであった。日本からの投資は、M & A型投資よりもGreenfield型投資（工場設立型投資）が多いのが特徴である。

(2) 日韓EPA交渉

2003年12月第1回目（ソウル）の経済連携交渉の開始後、2004年11月まで6回の交渉が行われた。「包括的・実質的な自由化、相互利益の拡大、WTOルールとの整合性」という基本原則の下、物品の自由化のみならず、投資・サービス分野の自由化、知的財産権の保護など幅広い分野をカバーする交渉内容となっている。

しかしながら、第6回目の交渉以降、韓国側は日本の農水産品の関税譲許率について不満を示し、政府間交渉は中断している。2005年6月の日韓首脳会談の際に交渉の早期再開を促したが再開に至っていない。

1. 3. 日台関係

2001年10月のAPEC閣僚会合の場での平沼経済産業大臣（当時）と台湾経済部（経済産業省に相当）の林信義経済部長（当時）との会談において、日台間のFTA（自由貿易協定）について日台FTAの可能性、メリット・デメリットについての研究を民間ベースで行うことについて合意した。これを受けて、2002年6月、日台財界による東亜経済人会議の日本側・台湾側それぞれの委員会で日台FTAについての検討が開始されている。

1. 4. 日モンゴル関係

2006年のモンゴル建国800周年を機に、2006年8月に小泉総理がモンゴルを訪問し、2007年2月にエンフバヤル・モンゴル国大統領が訪日するなど、両国首脳をはじめ日モンゴルの人的交流が盛んになっている。

2006年2月のエンフバヤル大統領が来日した際には、首脳間において「共同声明」及び「日モンゴル間における今後10年間の行動計画」が発表された。

1. 5. 日中韓関係

2001年11月の日中韓首脳会談において、日中韓経済貿易大臣会合の設置が合意され、2002年のブルネイ、2003年のプノンペン、2004年のジャカルタに続き、2006年にフィリピン・セブ島にて開催された。会合では三か国の経済貿易大臣が、直接投資の安定的拡大に係る投資ルール整備の重要性、知的財産権保護の取組強化、中国の市場経済地位認定等、三国間における様々な課題について活発な意見交換が行っている。

また、2004年11月の日中韓首脳会合で合意された「日中韓協力に係る行動戦略」に基づき設置された「日中韓投資に関する法的枠組み政府間協議」及び「同ビジネス環境改善政府間メカニズム」が2005年5月より開催されている。日中韓投資に関しては、2006年12月に行われた日中韓経済貿易大臣会合にて、経済大臣間では早期に正式交渉入りすべきとの立場で一致し、三か国の首脳に進言することで合意された。この会合結果を踏まえ、2007年1月の日中韓首脳会談において三か国首脳は「日中韓投資協定の正式交渉入り」を合意し、同年3月に東京で第1回交渉会合、第7回日中韓投資に関するビジネス環境改善政府間メカニズムが開催された。日中韓投資協定は、日中韓三国間に法的義務を伴う投資環境の改善に資する制度的枠組を構築すること、ビジネス環境改善メカニズムは実際に投資環境の改善に繋がるような具体的個別の措置実施を促すことを目指すものであり、投資環境改善のためには双方の存在が不可欠である。

1. 6. 日インド関係

IT産業を始めとするサービス業や製造業を中心に経済成長目覚ましいインドは、BRICsの中でも特に成長が期待される国。こうした中、近年、我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

(1) マンモハン・シン首相の来日と日印共同宣言（2006年12月）

「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同宣言が安倍総理との間で署名された。

（共同声明のうち主なもの）

（ア）日印EPA交渉の開始

・07年1月から。概ね2年以内に実質的に交渉を終えることを目標。

（イ）「日印特別経済パートナーシップ・イニシアティブ（SEPI）」の発表

・高容量貨物専用鉄道計画の実現のための更なる協力
・「デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）」構想の推進
・JETROビジネス・サポート・センターの立ち上げ等

（ウ）エネルギー関係

・日印エネルギー対話の設立

(エ) 知的財産

・知的財産分野における人材育成等キャパシティ・ビルディングへの協力

(オ) マルチにおける協力

・東アジアEPA構想や東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）等、東アジアサミット加盟国間の経済連携・経済統合をともに推進

・アジア太平洋パートナーシップ（APP）における協力促進

(カ) WTO交渉の早期妥結に向けた努力

(2) デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想

デリー・ムンバイ間産業大動脈（DMIC）構想とは、我が国を始めとする海外直接投資及びインドの輸出を促進するため、デリーとムンバイ間（約1,500km）の工業団地と港湾を貨物専用鉄道・道路で結び付け、一大産業地域とする日印共同のプロジェクト。

対印貿易・投資のボトルネックとなっているインフラ未整備問題を解決する画期的なプロジェクトとして、我が国産業界からの期待は大きい。

なお、当該地域においては、今後5年間（第1フェーズ期間）に雇用潜在力を2倍に、工業生産量を3倍に、輸出量を3倍にするという目標が明記されている。

2006年12月にシン首相と共に来日したカマル・ナート商工大臣と甘利経済産業大臣との間で、日印政策対話の設置に関する覚書（MOU）が交わされ、当該構想の進捗状況について大臣レベルで把握していくこととなった。

(3) 第1回日印エネルギーフォーラムの開催（2006年12月）

日印の主要企業及び研究機関からの首脳・幹部が参加する初の試みとして、エネルギー政策、省エネ、再生可能エネルギー、石炭、石油・天然ガス、電力分野等における協力について意見交換を実施。経済産業省からは渡辺経済産業副大臣、インド側からはアルワリア計画委員会副委員長はじめ、日印両国総勢約300名の参加を得て成功裡に終了した。

1. 7. 日・ASEAN関係

我が国経済とASEAN経済との相互発展、相互依存関係の一層の深化・拡大を図るために、様々な取組を実施している。ASEAN各国の経済閣僚（AEM: ASEAN Economic Ministers Meeting（ASEAN経済大臣会合））と我が国の経済産業大臣（METI）で構成される「日・ASEAN経済大臣会合（AEM-METI）」では、日・ASEAN経済連携の検討を中心に、エネルギー協力、知的財産権といった国際経済問題の意見交換、日・ASEAN間の経済連携を推進するための協力イニシアティブ（具体的には、[1] 貿易・投資連携強化支援、[2] 競争力強化支援・産業協力、[3] ASEAN新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）支援の実施等、幅広い経済・産業問題について経済閣僚レベルの活発な議論を行っている。この会合は、1992年から14回（原則毎年）開催されている（2007年9月末現在）。

また、同会合で示された方向性に基づき、ASEANワイドでの具体的な経済・産業協力の実施のための議論を行う場として、1998年に「日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC: AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee）」が設置された。委員会は経済閣僚級会合であり、日・ASEAN経済大臣会合と合同で開催され、これまでに10回開催されている。委員会では、[1] ASEAN競争力の強化、[2] 産業協力の推進、[3] ASEAN新規加盟国支援の三本柱をその目的に掲げ、特定の協力分野に関する8つのワーキンググループを設置し、人材育成グループにおける中核的人材育成機関（COE: Center of Excellence）包括プログラム、自動車ワーキンググループにおける裾野産業発展のための専門家派遣プログラム等、様々な協力プロジェクトを形成・実施している。

(1) 第13回日ASEAN経済大臣会合（2006年8月 マレーシア）

本会合では、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）について、モダリティ（物品自由化方式）を中心としたマーケットアクセスに関する議論を深めるとともに、関連協力として、ASEANブランド支援、ASEAN共通投資環境構想、CLMの格差是正支援などの投資促進・競争力強化支援策の提案を行った。さらに、首脳間で合意された

翌年の交渉期限を踏まえ、事務方の交渉を加速化していくことで合意した。

また、二階経済産業大臣（当時）から二階構想として、東アジアEPA及び東アジアOECD構想（ASEAN東アジア経済研究センター）を提案し、東アジアEPAについては、トラックツーの研究会の立ち上げに同意を得、ASEAN東アジア経済研究センターについては議論を深めることとなった。

(2) 第14回日ASEAN経済大臣会合（2007年8月 フィリピン）

本会合では、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）について、その大筋合意を確認し、今後は11月の日ASEAN首脳会議までに妥結すべく議論を進めることで合意した。

また、東アジア構想については、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）に関し、その11月の東アジア・サミットまでの設立に向け、議論を深めるとともに、ASEAN+6包括的経済連携（CEPEA）民間研究の進捗状況について報告が行われた。

(3) 第2回日CLMV経済大臣会合（2006年8月 マレーシア）

本会合においては、今後の産業協力の方向性について議論が行われるとともに、我が国よりCLMVにおける「SEZ（経済特区）開発」や「天然ゴム産業開発」支援事業等を提案し、高い評価を得た。

(4) 第3回日CLMV経済大臣会合（2007年8月 フィリピン）

本会合では、主に経済特区整備について議論を深め、その重要性について認識が共有された。また、物流整備支援、若手リーダー招聘プログラム等といった協力プロジェクトの進展についても歓迎の意が表され、今後日CLMV間の経済協力を更に強化していくべきとの見解で一致した。

1. 8. ASEAN+3（日中韓）の取組

ASEAN創設30周年を迎えた1997年に、ASEANと北東アジア諸国との対話、相互理解促進を目的として、ASEAN諸国と日本、中国、韓国の首脳による初の会合

が開催された（以降毎年開催）。1999年に開催されたASEAN+3首脳第3回会合（マニラ）では「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出され、共同声明の経済分野協力をフォローアップしていくために、ASEAN10か国及び日中韓の経済産業大臣が一堂に会し、東アジア全体の経済・産業協力について幅広く意見交換を行う場として、日中韓ASEAN経済大臣会合が開催されている。現在、ASEAN+3の枠組みとして首脳会合のほか、経済大臣会合、財務大臣会合、外務大臣会合等が開催されている。

日中韓ASEAN経済大臣会合（AEM+3）のスキームにおいては、IT、貿易・投資、中小企業育成の3分野について優先して協力していくこととなっており、これまで数多くの協力プロジェクトを選定・実施する等、東アジア経済協力を積極的に推進している。

(1) 第9回日中韓ASEAN経済大臣会合概要（2006年8月 マレーシア）

日中韓ASEANの経済協力の将来について、活発な議論が行われた。特に、本会合では、我が国から、インド・豪州・ニュージーランドを入れた16カ国での経済連携（CEPEA）に関するトラックツーの検討会を提案し、活発な議論を行った。また、同時に、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）について、その設立を提案し、賛同を得た。

また、個別の経済協力プロジェクトについて、我が国から新たに、(A)将来の貿易円滑化に向けたASEAN+3物流協力、(B)国際的に比較可能な統計に関するASEAN+3協力の二つの提案を行い、承認を得た。

(2) 第10回日中韓ASEAN経済大臣会合概要（2007年8月 フィリピン）

日中韓ASEANにおける将来の経済協力の方向性に関し、「東アジア協力のための第二共同声明」について活発な議論が行われ、同声明の今後の東アジア地域の協力の方向性を示すものとしての重要性につき、確認した。

このほか、東アジアFTA（EAFTA）フェイズ2専門家研究について、韓国より進捗報告があり、東アジア地域への拡大に向けて、ASEAN+1の締結を優先させる必要性につき、確認がなされた。

また、個別の経済協力プロジェクトについて、その進捗報告及び、レビューを行った。

1. 9. ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組

東アジア地域における経済関係が、ASEANを中心として一層深化する中、2006年8月の日ASEAN経済大臣会合及び日中韓ASEAN経済大臣会合の場で、二階経済産業大臣（当時）から、東アジアにおける経済連携を外に開かれた包括的なものにすべく、ASEAN及び日中韓に加えて、インド・豪州・ニュージーランドを入れた16カ国での経済連携（CEPEA）構想を発表し、同経済連携に関するトラックツーの検討会の開始について提案を行うと同時に、ASEAN、ASEAN+3、ASEAN+6の東アジアにおける経済統合に資する知的貢献を行う機関として、東アジア・ASEAN経済研究センター（ERRIA）の設立の提案を行った。

現在は、CEPEAのトラックツーの検討会の実施、ERRIAの設立に向けた取り組みを通じ、本構想はその実現に向け着実に進展している。

2. 日米関係

小泉総理大臣は就任以来、ブッシュ大統領と15回の会談を実施し、2006年6月29日にホワイトハウスで最後の日米首脳会談を実施した。安倍総理大臣については、2006年11月18日、ベトナムにて初顔合わせとなる日米首脳会談を実施した。

ホワイトハウスでの日米首脳会談では、日米関係を中心に幅広い分野について意見交換が行われた中、経済関係では、WTOドーハ・ラウンド交渉、米国産牛肉輸入再開問題、気候変動問題等について、意見交換が行われた。

2. 1. 日米経済関係の枠組み「成長のための日米経済パートナーシップ」

経済分野での日米協力・対話の場として、2001年6月30日に米国のキャンプ・デービッドで行われた小泉総理大臣とブッシュ大統領による日米首脳会談において「成長のための日米経済パートナーシップ」が合意され、日米次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムが設置された。

日米両国の更なる経済活性化のために、規制改革や投資促進などの重要課題への取組を進めている。

（参照図：成長のための日米経済パートナーシップ）

(1) 日米投資イニシアティブ

日米投資イニシアティブでは、経済産業省及び米国商務省が共同議長となり、日米両国が相互の対内直接投資のための環境改善を意図する法令改正、規制撤廃等の措置を通じたビジネス環境整備について議論する。

2006年10月2日及び6日に仙台及び横浜において公共プログラムである日米投資イニシアティブ対日投資促進セミナーを開催した。本プログラムは米国企業による地域への投資促進を図るため、地域の特徴をPRするとともに、対日直接投資が地域の経済に果たす役割について理解を深めるものである。2つのセミナーでは日米双方の政府関係者によるプレゼンテーションや企業による基調講演、開催地域からは投資環境説明等を行った。プレゼンテーションでは、日本経済が長期にわたる低迷を脱し、回復基調を維持していることを紹介。また日本経済がさらなる飛躍を遂げるための重要な施策として、政府が2006年6月に新たに策定した「対日直接投資加速プログラム」を紹介し、外国企業が日本に展開したことにより、地域経済にも好影響を与えた対日投資事例等が発表された。また、対日投資に関心のある米国企業と、外資との提携・協力に関心のある日本企業との間でのビジネス交流の場を提供した。

2006年6月29日に、日米両政府は2005年～2006年の日米投資イニシアティブ2006年報告書を取りまとめ、同時期の日米首脳会談の際、公表した。報告書には日本側関心事項として、査証・領事事項手続等の改善、貨物のセキュリティ、エクソン・フロリオ条項について記載された。一方、米側関心事項として、国境を越えたM&A、教育（外国大学の日本校を我が国学校教育制度に接続し、単位の互換等を行う）、医療サービス（混合診療解禁に関する情報提供）、労働法制（確定拠出年金制度の見直し）等につき記載された。

2006年10月に米国（シリコンバレー）にて対日投資シンポジウムを行った。同シンポジウムでは、日米のビジネス界からの出席者が対日投資に関するプレゼンテーションやパネルディスカッションを行い、日本は外国からの投資を歓迎し、FDI（対日直接投資：Foreign Direct

Investment)を倍増させるべく取り組んでいること等を紹介した。

2006年10月31日には、日米投資イニシアティブWG会合を行った。日本側から、出入国管理、スムーズな査証取得、海事分野におけるテロ対策と円滑な貿易に関する要望等を行った一方、米側からは、三角合併と国境を越えたM&A、外国大学の日本校の指定及び税制上の取扱い、自由な労働契約法制に関して要望がなされた。

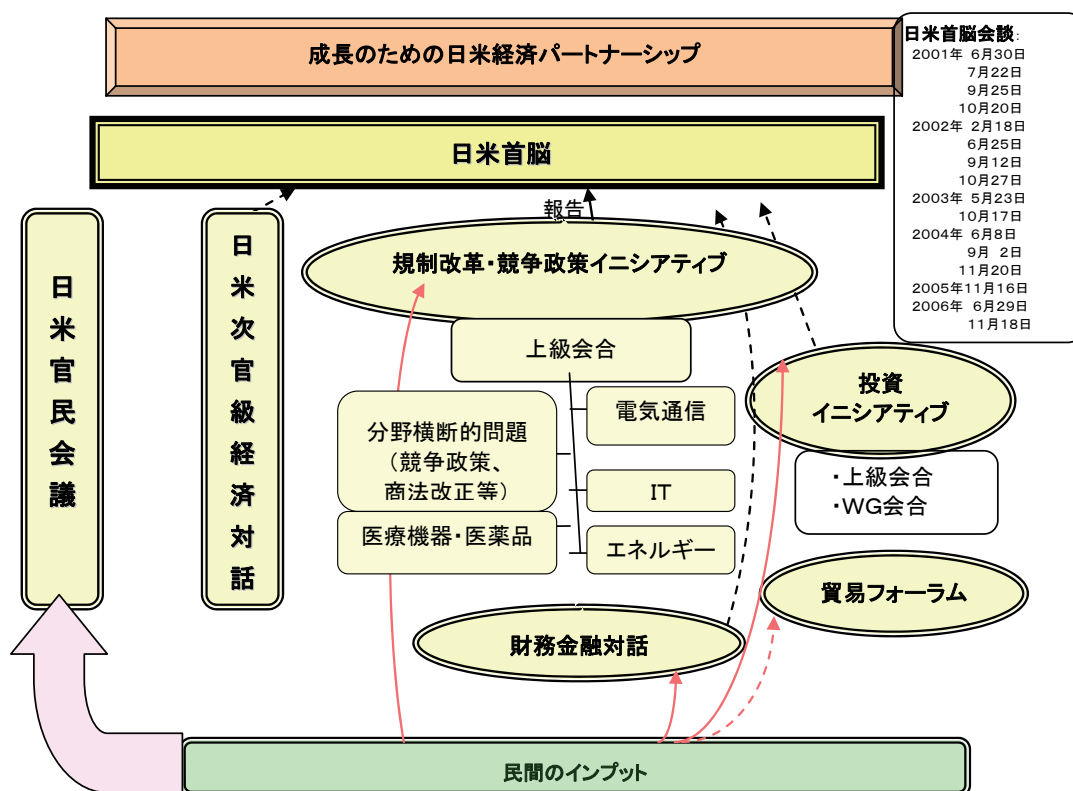
これらの議論は、2006年～2007年の投資イニシアティブに関する2007年報告書として、日米両首脳に報告された。

2006年6月29日に日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する5年目の報告書を公表した。この報告書には、電気通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、透明性及び政府慣行、民営化、司法制度改革、商法、流通等の主要な分野における改革等が盛り込まれた。

また、2006年12月5日に、東京にて同イニシアティブにおける日米双方の6年目の要望書を交換し、6年目のサイクルを開始した。

(2) 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ

日米規制改革及び競争政策イニシアティブは、規制改革及び競争政策に関する両国の分野別及び分野横断的な問題に取り組むことにより、両国の経済成長を促進することを意図している。本イニシアティブは、1997年6月19日の日米両国の共同声明によって設置された「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものであり、特に規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善における進展を認識し、重要な改革が行われつつある主要な分野及び分野横断的な問題につき議論するものである。



2. 2. 通商問題

(1) バード修正条項に基づく分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月上級委員会において WTO 協定違反であるとの判断が示され、是正の勧告がなされた。しかし、米国による同条項の改廃が行われないうまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過した。米国の不履行を受けて、2004 年 1 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は共同で WTO に対し、対抗措置の承認を申請し、8 月の規模に関する仲裁決定を経て、11 月、対抗措置に係る承認を受けた。翌 2005 年 5 月に EU 及びカナダが、8 月にメキシコが、9 月に日本が対抗措置を発動した。

2006 年 2 月 8 日、米国において、バード修正条項を廃止する旨の規定を含む 2005 年赤字削減法が、ブッシュ大統領の署名により成立した。形式上、バード修正条項の廃止がなされたものの、同法には 2007 年 10 月 1 日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、実際には、分配が今後も一定期間継続されることとなっている。

バード修正条項廃止は、これまでの我が国の求めに沿うものであり、大きな前進として歓迎するが、経過規定により分配が継続されるため、依然として WTO 協定違反の状態が継続するとともに、AD 措置等申請のインセンティブと不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。かかる状況を踏まえ、我が国の対抗措置の期限は 2006 年 8 月末とされていたところ、措置を一年間延長する政令を同月に公布した。

2006 年 11 月には、経過規定に基づき 2006 年度の分配が行われたところ、日本の産品に係る分配額は 6700 万ドル（約 77.6 億円。昨年より約 4.2 億円減少。）、日本分を含む分配総額は過去最大の約 3 億 8000 万ドルであった。

我が国は、2006 年 12 月の日米規制改革イニシアティブや 2007 年 1 月の甘利経済産業大臣とシュワブ USTR 代表との会談等において、経過条項に基づく分配の停止を求めてきたところである。今後も引き続き他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し、速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけて行く。

(2) ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング（AD）手続において、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、もって産品全体のダンピング値幅を人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用し、AD 税率を不当に引き上げている。ゼロイングによるダンピング値幅の算定手法は、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

そのため、我が国は、2004 年 11 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請を行い、2005 年 2 月の WTO 紛争解決機関（DSB）会合においてパネルが設置された。パネル会合においては、我が国は、米国による AD 措置の個別ケースに対するゼロイングの適用（as applied）に加え、米国のゼロイング制度それ自体（as such）が違法である旨の主張を行った。これに対し、米国は、自国の AD 手続は WTO 協定に反しない旨反論し、日本の主張を全面的に争った。2006 年 9 月に発出されたパネル報告書は、一部の初回調査手続を除いて、ゼロイングの適用及びゼロイング制度それ自体は WTO 協定に違反しない旨判示し、全体としてみれば、我が国の主張を概ね斥けた内容となっている。我が国は、これを不服として同年 10 月に上級委員会に上訴した。

2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。同報告書は同月の DSB 会合において採択され、同年 2 月には米国が履行意思を表明したことを受けて、我が国が求める履行の内容について経済産業省から米国通商代表部及び商務省に次官級でリクエストを送付する等、現在は履行のための協議を継続している。また、同年 3 月には、履行期間設定のため、本件を WTO の仲裁手続に付託した。

引き続き我が国は、米国に対し、ゼロイングの廃止を含む勧告の早期完全履行を求めていく方針である

3. 日欧・日露関係

3. 1. 日欧関係

欧州連合（EU）は、2007 年 1 月現在 27 か国が加盟、人口 4 億 9 千万人余り、GDP は世界全体の約 3 割を占める規模となり、「ヒト」「モノ」「カネ」の自由な移動が目

指された単一市場が形成されるとともに、現在 13 か国が通貨統合に参加するに至った。共通の農業政策・外交安全保障政策などを持つこの一大経済圏は、民主主義と市場経済という基本的価値観を共有しつつ米国に並ぶ極に成長している。

このような状況の下、EU は、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国が EU 及び EU を構成する諸国との間で戦略的な関係を構築していくことは、重要である。

また、EU の東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU 未加盟国も含めた東欧諸国との経済関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

(1) 日・EU 定期首脳協議

日・EU 定期首脳協議が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。2006 年 4 月に東京で開催された第 15 回日・EU 定期首脳協議は、国際社会における日・EU 共通の課題につき首脳レベルで率直な意見交換が行われ、多くの分野で認識の一致をみたことにより、今後の日・EU 協力で弾みをつける機会となった。同協議には、我が国からは、小泉総理大臣（当時）、EU 側からは、EU 議長国オーストリアのシュッセル首相、バローゾ欧州委員会委員長が出席した。今次協議では、日・EU は基本的価値を共有し、国際社会の責任あるパートナーである旨を確認し、小泉総理大臣（当時）より日・EU 関係強化のためには 1) 目に見える協力（原子力分野の協定への署名と、税関分野の協定の実質合意を歓迎）、2) 戦略的対話の強化、3) 人の交流（EU の若者を毎年 4000 人目標に受け入れる等、昨年の市民交流年を受けた交流促進）の 3 点が重要と指摘し、EU 側の賛同を得た。

日・EU 経済関係については、EU 側より、「Japan is back」であるとして日本経済の力強い回復を歓迎し、日本経済の回復は世界経済にとって良いニュースであるとの言及があった。日・EU の経済関係の重要性が確認されると共に、一層の貿易・投資拡大のため双方向でビジネス環境を整備していく重要性が確認された。また、加盟国と間の社会保障協定、租税条約交渉の進展を歓迎した。

(2) 日・EU 間の産業政策・産業協力に関する政府間協議

1993 年 1 月、森通商産業大臣（当時）とバンゲマン欧州委員会副委員長（当時）の合意に基づき「日・EU 産業政策・産業協力ダイアログ」が設置された。ここでは産業政策及び日欧間の産業協力の進展をレビューするとともに、個別業界間協力の環境整備及び推進のために、情報・意見交換が行われている。経済産業審議官及び欧州委員会企業総局長を共同議長とし、原則年 1 回、東京又はブラッセル（ベルギー）において交互に開催されている。なお、ダイアログ内のワーキンググループとして、パイオワーキンググループ、基準認証ワーキンググループ、環境ワーキンググループが置かれており、別途課長級による議論が行われている。

また、1987 年に日欧間の産業協力を促進するため、「日欧産業協力センター」を設立し、研修、情報提供等を行っている。

さらに、日欧産業界の対話・行政当局への提案の場として、1999 年に「日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル」が設立され、政府としても日欧間における民間のイニシアティブに対し積極的な参加が重要であることから、発足当初から、日欧とも閣僚クラスが会合に出席している。

(ア) 第 8 回日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル会合概要

2006 年 7 月 13 日、14 日に第 8 回日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンド・テーブル（B D R T）が東京において開催された。第 1 日目には提言取りまとめのための討議が行われ、また第 2 日目には官民合同セッションが開催され、二階経済産業大臣（当時）が出席した（他の官側参加者は、フェアホイゲン欧州委副委員長、塩崎外務副大臣（当時）等）。二階経済産業大臣からは、我が国が主要先進国で初めて、継続的に人口が減少する社会となり、これが経済成長の制約要因となることが懸念されているが、そのような状況下においても国富の増大を図るため、「新経済成長戦略」を策定したことを紹介。更に現在提唱している東アジア E P A 構想について述べるとともに、日欧が共に直面する課題としてエネルギー問題を挙げ、本年 5 月に策定した「新・国家エネルギー戦略」について紹介。高い技術力を持つ日欧が共にエネルギー政策に積極的に取り組む

ことは地球上のエネルギー・環境の将来に大きな影響を与えることができる旨強調した。また、WTO・DDA交渉に関し、交渉の成功のために、日・EU間の政府のみならず、産業界も連携していく必要があるとし、決して諦めることなく、ラウンドを成功裡に導きたいと述べた。民間会合（官側出席なし）では、ワーキングパーティーの報告、一般的討議事項に関するプレゼンテーションが行われ、これらの討議内容を2006年の提言としてまとめ、後日同提言を日・EU両首脳あてに提出した。

（イ）第8回BDR T提言の主な内容

（A）貿易・投資

- ・二重課税の回避、移転価格税制に係る法令遵守コストの削減、投資資本参加免税制度の導入
- ・日EU間での規制改革に関する緊密な対話が継続的に行われていることを歓迎

（B）会計・税制

- ・コンバージェンスを加速するため、日米欧間で有益な対話を持つこと
- ・企業結合用会計基準を再考すること
- ・EU加盟国に移転価格税制等をも含めた共通の条約締結の推奨
- ・連結納税制度、タックスヘイブン税制等に係る迅速かつ柔軟な対応

（C）情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）

情報通信技術の研究開発及び標準化に向けて協力関係を促進すること。具体的には、デジタル・コンバージェンス、日EU双方における更なる競争や市場開放を促進するのにふさわしい規制環境の整備、並びに将来の世代の利益となるような情報通信技術の採用等

（D）WTO

欧州委員会及び日本政府が年内の合意実現を目指して最大限の協力を傾注するよう要請

（E）生命化学／バイオテクノロジー（LS&BT）

バイオ科学、バイオ材料及びバイオ燃料等に関する共同研究開発を奨励すること

（3）日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との関係レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の

強化を図っている。

（ア）日仏関係

日仏間では、2006年11月にラガルド貿易担当大臣（当時）が訪日し、WTO、知的財産政策などについて甘利経済産業大臣と意見交換を行った。2007年5月には甘利経済産業大臣が訪仏し、ボルロー雇用・労働・社会連帯大臣（当時）と産業クラスター政策、知的財産政策などについて意見交換を行った。

また、2007年3月には、フランス・リヨンにおいて第21回日仏産業協力委員会を開催し、産業クラスター政策、バイオ政策、ナノ政策等について双方の抱える問題点、現状の政策などについて議論を行った。

（イ）日独関係

日独間では、2006年11月に第13回日独次官級定期協議が開催され、日独二国間経済関係やエネルギー問題・気候変動問題・WTOなどの世界的な課題に対する対応についての意見交換を行った。

（ウ）日英関係

日英間では、2006年7月にマッカートニー貿易・投資担当閣外大臣が来日し、エネルギー問題、WTOなどについて松副大臣と意見交換を行った。また、同年9月にはホッジ産業・地域担当閣外大臣が来日し、迷惑メール対策に関する日英共同宣言の署名が行われた。

3. 2. ロシア経済及び日露経済関係

ロシア連邦（以下、「ロシア」と略す。）は、人口約1億4,210万人（2007年3月現在）。実質GDPは9,791億ドル、一人当たりのGDPは6,859ドル（2006年末現在）である。石油の生産量は世界第2位、天然ガスについては世界最大の生産国となっている。ロシア経済は、原油高と堅調な国内消費に支えられ、1999年～2006年までのGDP成長率は、年平均6%以上を記録している。ロシアの保有する豊富なエネルギー資源は、ロシア経済の強みであるが、資源エネルギー産業に大きく依存する経済構造は、商品市況と為替動向に左右されてしまう点から脆弱性を有している。このためロシア政府は、外資導入を促進するとともに産業の多様化を指向している。2005年11月に、ロシア国内6か所に工業生産や技術普及を中心とした経済特区が初めて設置された。また、2006年12月には、観光レクリエーションを中心とした経済特区をロシア国内7

か所に設置し、製造業や先端産業だけでなく、観光業分野の育成についても本腰を入れている。

(1) 日露間の貿易・投資関係

2006年の日露間の貿易総額は、137億ドルを記録し、新生ロシア発足以降、過去最高を記録した。特に日本からの輸出が対前年比57.5%増と顕著な伸びを示している。これは、旺盛な個人消費に伴って、自動車の輸出が増大したことが要因となっている。また2006年度の日本からの対露直接投資額は186億円で、対中国の40分1、対インドの3分の1の額であるものの、前年度に比べると倍増している。近年のロシア消費財市場の急速な拡大に伴い、トヨタや日産等の日系メーカーの進出が相次いでおり、今後も対ロシア投資の拡大が見込まれる。

(2) 第1回日露投資フォーラムの開催

2005年11月にグレフ露経済発展貿易大臣が訪日し、二階経済産業大臣と会談が行なわれた。その際、日露間の貿易・投資の拡大、両国企業の交流を目的とした、投資フォーラムを実施することが決定された。

2006年9月6日～8日、ロシア・サンクトペテルブルク市において、第1回日露投資フォーラムが開催され、日本側より松経済産業副大臣、ロシア側よりアンドロソフ露経済発展貿易省次官、マトビエンコ・サンクトペテルブルク市知事が出席し、日露合計で約700名が参加した。同フォーラムでは、全体会合に加えて、各産業セクター別のセッションが設けられ、具体的なビジネス・アライアンス強化に向けた集中セミナーが行なわれた。また、日本側より更なる投資拡大のため、10項目の提言をロシア側に行った。

(3) フラトコフ露首相の訪日

2007年2月27日～28日の日程で、フラトコフ露首相が来日。それに合わせフリステンコ産業エネルギー大臣、キリエンコ原子力庁長官、レイマン情報通信大臣、レヴィチン運輸大臣等閣僚とともにロシアビジネスマン約200名が来日した。

甘利経済産業大臣は、フラトコフ首相、フリステンコ産業エネルギー大臣、キリエンコ原子力庁長官との間で、エネルギーを中心とした貿易投資協力、原子力分野に関する今後の協力拡大等について会談を行った。

また、第2回日露投資フォーラムを開催し、日本側より山本経済産業副大臣、ロシア側よりフラトコフ首相をはじめ、レイマン情報通信大臣、レヴィチン運輸大臣が出席し、日露合計で約500名が参加した。ロシア側より最新のロシアの外資導入政策、投資環境に関する情報提供を受けるとともに、率直な意見交換を実施。

この機会に、経済産業省と露経済発展貿易省は、投資協力等への対策を目的とした「日露貿易投資協力拡大に関する行動プログラム」に調印した。

4. 日中東アフリカ諸国関係

4. 1. 湾岸産油国

(1) 貿易経済関係

湾岸産油国地域は、世界の原油埋蔵量の約3分の2を有し、かつ、我が国の原油輸入量の約9割を依存する最も重要な原油供給地域となっている。また、同地域は昨今の油価高を背景とした未曾有の好景気にあり、石油、ガス、水、電力、プラントといった多くの分野においてビジネスチャンスが見込まれる成長著しい市場として注目されている。

他方、湾岸産油国地域は若年層を中心とする爆発的な人口増加とそれに伴う失業問題といった将来的不安を抱えており、それらに対応するため、経済成長の追求と産業多角化の推進及びそれらを通じた雇用機会の創出を積極的に進めており、我が国に対し、投資の増大を主として技術移転、人材育成への協力を強く求めている。

石油の安定供給確保は我が国経済の持続的成長に不可欠であることにかんがみ、同地域の安定した成長と我が国との良好な経済関係の維持・発展を図るため、同地域の社会問題解決と経済開発実現に際し、幅広い分野における協力と、日本と中東双方の人的・資本交流等を通じた重層的・戦略的な関係の構築に努めた。

(2) 二国間関係

サウジアラビア・スルタン皇太子、サウジアラビア・ゴザイビ経済企画大臣、サウジアラビア・ナイミ石油鉱物資源相、カタール・アッティヤー第二副首相、イラク・シャハリストーニ石油大臣、オマーン・マッキ国家経済相など、湾岸産油国から来日した各国要人との会談を積極的に行い、石油の輸出入にとどまらず、水資源、投資環境整備、エネルギー、人的交流支援策など多岐にわたる分野に関し

て関係強化の方途について意見交換を行った。

4. 2. 和平地域

(1) 地域の安定と経済関係

和平地域（イスラエル及びその周辺国）は、中東地域全体の安定に重要な地域である。イスラエルでは、2006年5月に和平路線を標榜する中道新党「前進」を中心とするオルメルト連立政権が発足し、和平プロセスの進展が期待されたが、同年7月にはレバノンへの軍事侵攻の際の不幸際及び度重なる政府要人のスキャンダル等により政権の威信は著しく低下した。一方、パレスチナでは、サウジアラビアの仲介の下、イスラム原理主義組織ハマスと前与党ファタハとの挙国一致内閣が発足したものの、内紛が絶えず、指導者不在の混乱状態が恒常化するなど、双方とも和平に向けてのプレーヤーが不在の状況であり、中東和平の行方は不透明度を増している。

また、トルコは、EU加盟候補国であり、中央アジア及びイラクへのゲートウェイであることから、日本企業は拠点として重要視しており、日本企業の活動に支障が生じないよう、制度運用の改善を働きかけるなど様々な支援を実施した。

(2) 二国間関係

イスラエルのリヴニ副首相兼外相、トルコのトゥズメン貿易担当國務相等各国要人の訪日の機会を捉え会談を行い、二国間経済関係の強化をテーマに積極的な意見交換を行った。

4. 3. アフリカ地域

(1) 貿易経済関係

アフリカ諸国は、豊富な天然資源に恵まれており、近年はWTO等国际社会での存在感を高めており、また、アフリカ開発問題は現在世界における重要課題となっている。我が国はこれまで一貫してアフリカ開発問題に取り組んでおり、当省はアフリカ諸国の貿易投資促進策の一環として「一村一品キャンペーン」を展開した。

(2) 二国間関係

リビアのマトーク労働・雇用・訓練大臣及びガネム国営石油公社（NOC）総裁、マダガスカルのラザノメザンツ

産業化・通商・民間セクター相、エチオピアのギルマ貿易産業相、マラウイのチャポンダ地方自治・地域開発相等各国要人の訪日の機会を捉え会談し、二国間の貿易・投資促進及びエネルギー供給、アフリカが抱える問題や二国間経済関係等について意見交換を行った。

日本貿易振興機構（JETRO）

1. 沿革

日本貿易振興機構（JETRO）の前身、日本貿易振興会は1958年の設立以来、輸出振興を主たる目的として、情報収集、調査、展示、取引斡旋等の事業を行ってきたが、1980年代にはその事業内容を大きく転換し、〔1〕諸外国との貿易摩擦回避等のための輸入促進事業、産業協力推進事業及び、〔2〕開発途上国の貿易・産業振興協力事業等に重点をおいて活動を行ってきた。また、近年は、経済情勢の変化を踏まえ、輸入促進事業を大幅に縮小するとともに、対内直接投資の促進、輸出振興を始めとする中小企業の海外ビジネス支援へと事業の重心をシフトしている。

なお、1998年7月には、アジア・太平洋地域等との通商経済上の協力を推進するため、我が国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合した。

また、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会を「独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）と改組することがうたわれ、2003年10月1日に独立行政法人へ移行した。

2003年10月1日から2007年3月31日までの中期目標期間において、機構は、昨今の我が国経済の低迷と雇用情勢の悪化、経済のグローバル化に伴う我が国企業をめぐる国際競争の激化といった情勢を踏まえ、経済改革を促し我が国の競争力強化や雇用創出につながる対日投資の促進及び中小企業等の輸出支援の2事業を中核事業として取り組んできた。

2. 事業の概要

(1) 対日直接投資の促進

政府の対日投資会議において、機構は、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立に係る各種の投資手続及び関係法令等の情報の英語化を進め、それらの情報を一元的に得られ

る窓口となることとされた。これを受け、機構は対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を設置し、対日投資有望案件の個別案件処理の機能を担っている。2006年度には、対日直接投資促進自治体フォーラムやビジット・ジャパン・キャンペーンとの連携、対日投資ウェブサイトの内容充実を通じて、国内外で効果的な広報・情報発信を展開、1,168件の投資案件の発掘及び115件の誘致に成功した。

(2) 中小企業等の輸出促進

中堅・中小企業の輸出促進を図るため、機械・部品、繊維、地域伝統産品、食品、IT・コンテンツ、環境・医療・福祉の6分野を重点分野と位置づけ、それぞれの分野において商談会の実施（2006年度には37,568件の商談を実施）、市場調査等により支援を行った。

こうした各種輸出支援により、コンテンツや食品など、これまで内需に依存していた業界においても海外市場開拓の意欲が喚起され、商談や成約の件数増加につながった。

(3) 対日アクセスの円滑化

2006年度は開発途上国の産業育成支援の一環として、アフリカン・フェアや一村一品マーケット等を開催し、途上国企業の対日アクセスを支援した。また、内外の関係機関との連携の下、開発途上国等の裾野産業育成支援、有望輸出産品発掘支援を実施した。

また、2007年4月から始まる第2期中期目標期間中の外部移管が決定しているビジネス日本語能力テストについては、移管に向けて収支を改善するべく、企業訪問や広報を通じて受験者数の拡大に努めた結果、受験申込者は、全世界で7,361名（2005年度比2,174名増）にのぼった。

(4) 地域の国際化による地域経済活性化の支援

地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウム等にて国内地域と海外地域との国際経済交流「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業（LL事業）」を実施した。2006年度は、31件を実施、産業交流の連携・協力内容が具体的なものとなり、共同開発、合弁企業設立、各種契約の締結等ビジネス成果を挙げた。

(5) 海外経済情報の収集・調査・提供

我が国企業の経営判断に役立つことを目指し、ビジネス実務に役立つ制度関連情報、産業・市場・商品情報、技術情報、引き合い情報に重点をおき、諸外国における基礎情報の収集を行った。収集した情報は貿易投資相談やビジネス・サポート・サービスを通じて数多くの企業に提供し、企業の貿易や海外投資の実現に貢献した。また、東アジア経済圏形成、日中経済関係強化、経済連携協定（EPA）などに関する調査を通じて通商政策に貢献した。

(6) 海外への情報発信

我が国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、諸外国の企業・有識者に対し、日本とのビジネスの魅力を理解してもらうため、また、日本への関心を喚起するため、プレス発表、国内外でのセミナー開催等にて情報発信を行った。特に、2006年度においては、海外主要国において東アジアにおける日本の立場を伝えることを目的としたセミナーを開催するとともに、日中間の相互理解を促進するためのセミナー・シンポジウムなどを開催した。また、産油国における見本市に参加し、日本企業のビジネス拡大と日本のプレゼンスの向上に貢献した。

(7) 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

中国に設置している「進出企業支援センター」などにおいて進出日系企業の相談に応じるなど、日系企業の海外事業展開を支援した。また、日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、知的財産の訪中ミッション派遣、知財法制度や運用についての改善要望、中国の知財政府関係者の招聘と日本の有識者との意見交換などを行った。

関心の高まるインド、ロシア、ベトナムなどについては、ビジネスミッションを派遣し、現地のビジネス・投資環境の情報を提供した。

また、開発途上国に我が国企業が貿易・投資を行う上で障害となる、又は整備が望まれる各種制度の整備・運用の改善を目指し、東アジアを重点地域として専門家派遣事業等を行った。

(8) 開発途上国に関する調査研究

我が国の貿易・投資の拡大及び開発途上国への経済協力

の促進を図るため、開発途上国・地域の経済、政治、社会等に関する諸問題についての基礎的・総合的研究を行った。

2006 年度は「東アジアの挑戦－東アジアの経済統合と各国経済の共栄」「空間経済学から見たアジア地域統合」などを重点研究として実施した。

(9) 開発途上国に関する資料収集・情報提供

アジア経済研究所図書館は、開発途上国に関する専門図書館として、資料の整備及び提供を行った。また、デジタルライブラリーの構築を推進することで非来館者向けのサービスを向上するとともに、英文発信を強化することで海外における利用度も拡大した。

アジア経済研究所の研究成果については、外部商業出版の推進、講演会の開催、ウェブサイトを通じた論文の全文公開などの情報発信を行った。

(10) 開発途上国に関する研究交流・人材育成

開発途上国研究交流の拠点としての役割を担うべく、国際シンポジウムの開催、国際会議への参加、海外共同研究の実施、海外客員研究員の受入れ、海外の大学・研究機関への職員の派遣等による研究交流を通じて、海外研究機関との国際ネットワークの構築に努めた。また、アジア経済研究所開発スクールを運営し、経済開発・社会開発に寄与する開発専門家の育成を行った。

(11) 組織の見直し

海外事務所については、企業ニーズ、我が国との貿易投資関係等を踏まえた体制の整理再編を行うこととし、ビジネスニーズが高まる地域への拠点設立、逆に日本との貿易投資額の減少、日本企業の撤退などにより当該国へのビジネスニーズが減少している地域の拠点整理について見直しを行った。具体的には 2003 年度以降、ビジネスニーズの高まりを踏まえ、中国において、広州、青島の 2 事務所、また、インド・バンガロールに事務所を開設した一方、当面はニーズの回復が見込めないと判断し、ハラレ、ダルエスサラーム、オスロ、チューリヒ、デンバー、モントリオール、アテネ、ダブリンを閉鎖、2006 年度はフランクフルトを閉鎖し、合計 9 事務所を閉鎖した。